

第三に、災害復興住宅補修資金貸し付けの償還期間を十年以内から二十年以内に延長することといたしております。

第四に、個人住宅貸し付けに係る一世帯が同居する住宅で償還期間が三十年以内、三十五年以内であるものの償還期間を、それそれ四十年以内、五十年以内に延長することといたしております。

第五に、特別割増貸付制度の実施期間を昭和六十四年三月三十一日まで延長することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、砂防法の一部を改正する等の法律案について申上げます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

御承知のとおり、最近における社会経済情勢の推移を見ると、急激な円高等に起因する雇用情勢の悪化と地域経済の落ち込みには一段と厳しいものがあり、内需を中心とした景気の持続的拡大を図ることが緊急の課題となつております。

このような課題にこたえるため、一般会計予算における一般歳出を厳しく抑制するという予算編成方針のもとで、所管事業につきまして、道路特定財源の全額確保、財政投融資資金の積極的活用、民間活力の活用等を図るほか、臨時特例の措置として国の負担割合を引き下げるなどにより、事業費の確保、拡大を図ることとした次第であります。この法律案は、ただいま申し述べました臨時特例の措置として、河川、砂防、地すべり対策及び道路に関する事業のうち、昭和六十一年度における国負担割合が二分の一を超えるものについて、昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国負担割合を原則として引き下げるることとするものであります。なお、この引き下げ措置の対象となる地方公共団体に対しましては、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとしております。以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であり

ますが、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木和美君) 委員長として委員各位にお願い申し上げます。提案理由説明、審議の際に私語を慎んでください。

綿貫国土庁長官。

○國務大臣(綿貫民輔君) 水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案について、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

ダム等の建設を促進するためには、生活環境の整備等により関係住民の生活の安定と福祉の向上を図ることが重要であり、このため、水源地域対策特別措置法による水源地域整備計画に基づく事業を積極的に推進してきたところがあります。

また、離島における経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るために、離島振興法による離島振興計画に基づく事業を迅速かつ強力に実施してきたところであります。

ところで、最近のこれらの事業をめぐる状況は、特に国の財政事情においてまことに厳しいものがあります。

この法律案は、このような状況に対処しつつ水源地域整備計画に基づく事業の円滑な実施及び離島振興計画に基づく事業の一層の推進を期するため、これらの事業に係る昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国の負担または補助の割合について臨時特例の措置を講ずるものであります。

これより三案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○一井淳治君 内需の振興を図り、深刻な円高不況を克服することが現在の我が国の緊急の課題であります。このふうに思います。このために、中曾根首相は大型の総合経済対策を打ち出すとしばしば言明しておられるところでございます。

内需拡大のための総合経済対策となりますといつも住宅建設の促進が盛り込まれておりますが、新聞などを見ますと総合経済対策が近く策定されるというふうに書かれておりますけれども、この

程度進み、どのような対策がとられておるのか。もしも総合経済対策の策定がまだ進められていないのでしたら、それと離れて、住宅建設の促進のために建設省としてはどのような対策を現在お考えでおられるのか、その点をまず大臣の方からお聞きしたいと思います。

○國務大臣(天野光晴君) 住宅建設の促進は、国

第二は、離島振興法の一部改正であります。

離島振興計画に基づく事業については、離島振興法別表によるかさ上げ対象事業のうち、港湾、漁港及び道路の三事業の一部について、昭和六十二年度及び昭和六十三年度における国の負担または補助の割合を引き下げる措置を講ずることとし

ております。

内需拡大の大きな柱の一つとなるものと考えております。このため、住宅建設促進のための施策の充実に努めてきたところでありますが、今般、住宅金融公庫の貸付金利を一月にさかのぼつて引き下げることとしたところであります。また、六十二年度においては住宅金融公庫の貸付限度額の引き下げ幅の調整をするなどの配慮を行つたところであり、さらに、この引き下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう所要の財政金融上の措置を講ずることとしております。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木和美君) 以上で三案の趣旨説明の聽取は終わりました。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○一井淳治君 ただいま住宅金融公庫の貸付金利の引き下げとともに、これまで繰り返し言わせておりま

すことでござりますけれども、やはり宅地が高い、安い宅地をもっと大量に供給する必要があるん

じやないか。この点は繰り返し言われておることでござりますけれども、地価抑制策、宅地供給政策、これが何といましても一番大切ではないか

ということです。これはこれまで繰り返し言わせておりま

すことはござりますけれども、やはり宅地が高い、安い宅地をもっと大量に供給する必要があるん

じやないか。この点は繰り返し言われておることでござりますけれども、地価抑制策、宅

利用計画法の改正も今回提出をさせていただくと
いうことでこれに対処しようとしております。

なお、供給面等につきましては、近く天野建設
大臣も交えて四者会談という形で、東京の地価の
問題等の供給面からの検討もいたしたいというよ
うなことで、目下いろいろと対策を考えております
ところでございます。

○国務大臣(天野光晴君) 直接の地価の問題は國
土庁長官ですが、いろいろ関連しておりますので、
私の方からも一言申し上げておきます。

総合経済対策は経済の情勢等を踏まえつつ政府
部内で今後議論されるものであり、現時点において
はその内容が確定しているものではございません。
しかしながら、宅地供給の促進を図ることは
極めて重要であると考えており、都市計画法の線
引きの見直し等による開発適地の拡大、土地譲渡
課税について長短の区分の改正をしております。
超短期重課制度の創設、短期のものは重課をす
るというような措置を今度の場合講ずるよう
しております。

○井淳治君 よほど強力な施策をしていただか
ないと、この点の実現ができるのではないかと
思います。以前にも関係閣僚の方が集まられまし
て施策を講ずるというお話をございましたけれど
も、より一層の実効ある政策を実現していただき
ようお願いいたしたいと思います。

次に、住金利の引き下げの御説明がさつきござ
いましたけれども、今回のようには大幅に下
げられますと、確かに住宅の需要がふえてくるの
ではないかというふうに期待しておりますが、た
だ一つ問題なのは、標準建設費というものがある
ようございまして、これが実勢価格より相当安
くなつておる。そのために八〇%を一応考えてお
りましても現実の建築費の八〇%にならない。特
別割増貸付制度を利用しても、住金の安い融資額

だけではとても家が建てられないというのが実情
ではないかと思います。せっかく金利を安くして
住宅需要を大いに喚起しようとされるのであれば、標準建設費も見直して、もう少し多額の融資
が可能になるようにしていただく方がいいんじや
ないか。特に、良質な住宅への誘導をする、耐久性
のある住宅を持つていくとすればやはり建築費も
高くなると思いますので、その点の御配慮をいた
だきたいと思います。

○政府委員(片山正夫君) 住宅金融公庫融資の貸
し付けの金額を決めます標準建設費につきまして
は、先生御指摘がありましたように、五十年代の
後半におきましては実勢価格との間に乖離が確
にございました。しかし、これを昭和六十年度に
九・四%引き上げたことによりまして、おおむね
九五%ぐらいのところまで乖離が縮まったところ
であります。その後におきましては建築費のデ
フレーターが横ばいの状況でありますので、現時
点におきましてそれほど大きな乖離はないものと
考えております。しかしながら、実質のお金を確
保するということは非常に重要なことでございま
すので、今後とも建設費のアップにつきましては
努力をしてまいりたいと考えています。

○一井淳治君 それから、供給する側の対策につ
いてござりますけれども、住宅の供給体制の確
立、良質な住宅が建てられていくための方策とし
て、昨年十二月の建築審議会の住宅供給体制の整
備に関する答申の中でも、「良質な住宅ストック
を形成するためには、地域での信頼性が高く、經
営基盤の安定した供給体制を、小規模建築工事業
者によつて確立することが不可欠である。」その
ような答申がござります。その答申書の中には地
域優良工務店の育成の必要ということも答申され
ておりますけれども、そのあたりのことについて
どのように具体化されていくのか。その実施の方
針についてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(片山正夫君) 御指摘にございましたよ
うに、昨年の十二月十日に建築審議会から、地域
の優良工務店等に関する育成策等を含みます答
申がございました。

住宅建設の担い手の大半を占めます中小工務店
の育成は大変大きな問題でありまして、建設省と
いたしましても從前からその經營の近代化でありますとか、生産技術の開発について指導等をして
きたところであります。特に昭和六十二年度におきましては、從来の施策を充実いたしまして木
造住宅生産近代化促進事業というふうにいたしま
して府費の計上を図ったところであります。この
行います内容といいたしましては、地方公共団体あ
るいは大工、工務店等の関係団体、さらには林業
関係の団体、こういう団体がまず地域に適しまし
た木造住宅の生産供給の計画を策定する、そうい
うことに対する国と都道府県が助成をいたしま
しょう。それから、さらに大工、工務店等が参加い
たします協同組合あるいはそういう団体が共同し
て行います標準設計の開発でありますとか、ある
いはコンピューターを使いまして設計あるいは施
工のシステムを組み立てていくとか、そういうこ
とに對しましても、これはそういう団体等に対し
てまた助成をいたしましよう。さらに、そういう
ことを側面から支援する意味におきまして、公的
団体であります地方の住宅センターなどが開発さ
れましたモデル住宅の展示でありますとか、ある
いはフェアを開催する等、そういうことに對しま
してまた国が助成をする、こういうように六十二
年度におきまして内容の充実を図つたところであ
ります。

御参考までに、府費といいたしましては從前二千
三百万円でありますけれども、これを三千五百
万円とかなり大幅に拡充したところであります。
○一井淳治君 先ほど天野建設大臣からも住宅建
設促進税制についてさらに進めているふうなお
話がございましたけれども、今回は控除期間は五
年に延長というのを実現いたしましたけれども、
まだ控除率は低くなつておりますし、主要な外國
に比べましても日本は非常におくれているという
ふうな状況もございます。この住宅建設促進税制
の拡充について具体的にどのような方針をお持ち
なのか、御説明願いたいと思います。

○政府委員(片山正夫君) 住宅減税の充実につき
ましては大臣から御答弁申し上げたところでありますけれども、住宅減税と申しますのは、住宅の
取得に当たりまして特に負担がかかります初期、
その初期の負担を軽減することに大変役割が大き
いわけございます。そういう意味から、昭和六
十二年度におきましては従前の控除期間を三年か
ら五年と、こう拡充したところであります。三年
から五年に拡充いたしますと、個人にとりまして
は税額の控除の金額が約一・七倍になる、大変
幅な拡充であろうかと思います。しかしながら、
これを總体で見ましたときに、我が国の全体の住
宅減税の大きさを諸外国と比べてみましたとき
に、欧米等に対しましてはまだおくれがございま
す。したがいまして、そういう観点、さらなる充
実を目指しまして今後も努力をしてまいりたいと考
えております。

○一井淳治君 これまでの住宅建設促進税制を見
ますと、やはり一定の枠といいますか、考え方の
限界というのがあると思うんですけれども、例え
ば今までの枠を外すといいますか、私余り詳しく
はわかりませんけれども、建築規模とか、あるいは
施主の収入とか、そういうものも外して、経
済力のない方に對する補助とかいうのではなく
て、経済力のある人も相当税金を納めておるんだ
から、相当大きな家を建てる場合にも例えば利益
誘導するとか、そういうふうな何かこれまでの枠
を外すようなことは考えてはいないのでしょうか。

○政府委員(片山正夫君) 住宅減税の中身につき
まして、確かに制約条件といたしまして収入制限
等がござります。現在の場合は、年収にいたしま
して粗収入千二百三十万円以下の者が対象になつ
ているところであります。しかしながら、昨今の
生活水準の向上あるいは所得の伸び等いろいろ考
えまして、今後につきましてはさらにその拡充に
努力をしてまいりたいと考えております。

○一井淳治君 昨年の新設住宅着工戸数の統計数字を見ますと、前年比が一〇・四%増と、久しぶりに高水準を記録いたしております。建設省としてこうした最近の住宅着工が好調の原因をどのようにお考えなのか、その背景をどのように見ておられるのか、そして今後の見通しについてどのよう判断なさっているのか、そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

○政府委員(片山正夫君) 住宅建設の最近の状況は、御指摘にもありましたように、五十九年度に増加に転じまして、六十一年の暦年におきましては百三十六万五千戸と、前年比一〇・四%の増となつておるところであります。この中身を見ますると、その増加の大きな要因は、民間の共同借家の着工戸数が増加しているということであります。

その理由といたしまして考えられることは、まず少人数世帯が大変増加してきている、一人世帯あるいは二人世帯が大変増加してきている、それから住宅の住みかえの中身におきまして、借家間の住みかえが増加傾向にある、こういう需要者側の要因が一つあると思います。それからまた、供給側の要因といたしましては、金利が低水準にあること、そういうことのために貸し家の建設コストが比較的低く済む、そういうようなこともありまして貸し家の経営意欲が大変高まつてゐる。こういうことが重なり合いまして、共同借家がこの数年大変堅調であったことだと思います。六十一年度について見ますと、そういうことに加えまして、また持ち家住宅の方も回復の兆しが見えました。六十一年四月から六十二年一月までの前年同期比で見ましても、一・五%だと思いまして、たれども、そういう増加の傾向がござります。このことはまた、ここ数次にわたります内需拡大策の関係で、住宅金融公庫融資の貸付条件が改善されまたり、あるいは住宅税制が充実した、こういうことが重なり合いまして持ち家の方も回復をしてきた、こういうふうに私どもは見ておりま

今後の見通しといたしましては、昭和六十一年度統計といたしましては、あと二月、三月の統計がまだ出ておりませんけれども、予測といたしましては約百四十万戸を望めるのではないかと考えております。また、六十二年度の見通しといたしましては、六十二年度の政府の経済見通しにおいてお尋ねしたいと思います。

○一井淳治君 ただいまの住宅局長の御答弁とも関係があるかと思ひますけれども、統計数字からだけ見ますと確かに着工戸数が増加しておりますけれども、合計床面積の数字あるいは投資額の数字を見ますと、戸数の伸びに比較して投資や合計床面積の伸びは余り伸びていないというのが実情ではないかと思うのでござりますけれども、そのあたりはどういうふうになつておるのか、またこれは何を意味するのか、御質問申し上げます。

○政府委員(片山正夫君) 住宅の着工戸数は確かに伸びてまいりましたが、先ほど御説明を申し上げましたように、その中身が規模の小さい共同借家が大半である、こういうことの関係で、面積比に直しますと戸数ほど伸びていない、こういうことになるわけであります。持ち家の方の一戸当たりの規模が約百二十九平方メートルぐらいになつてきておりますのに対し、共同借家の方は一戸当たりが平均で約四十六平米、こういうことの影響で全体の面積が戸数ほど伸びない。しかしながら六十一年は、戸数の方は先ほどお話し申し上げましたように一〇%を超える推移をすると予測しておりますけれども、面積の方につきましても戸数の伸びに引張られて八%程度の伸びにはなるかと考えております。

そういうことを全部にらみ合わせまして、全体の投資の見込みとしましては、六十一年暦年で名目でもって民間住宅が十六兆三千億円、これに公共交通を入れますと、推計といたしまして約十兆という数字が見込まれるのではないかと考えています。

○一井淳治君 ただいまの御説明を推しはかりますと、恐らく都内で小さなワンルームタイプの貸し住宅が増加している、そういったことが新設されています。まして、名目で八・三%の増と民間住宅投資の伸びを予測しておりますけれども、その場合の基調となります全体の戸数は約百四十五万戸でござります。

○一井淳治君 ただいまの住宅局長の御答弁とも関係があるかと思ひますけれども、統計数字からだけ見ますと確かに着工戸数が増加しておりますけれども、合計床面積の数字あるいは投資額の数字を見ますと、戸数の伸びに比較して投資や合計床面積の伸びは余り伸びていないのが実情ではないかと思うのでござりますけれども、そのあたりはどういうふうになつておるのか、またこれは何を意味するのか、御質問申し上げます。

○政府委員(片山正夫君) 住宅の着工戸数は確かに伸びてまいりましたが、先ほど御説明を申し上げましたように、その中身が規模の小さい共同借家が大半である、こういうことの関係で、面積比に直しますと戸数ほど伸びていない、こういうことになるわけであります。持ち家の方の一戸当たりの規模が約百二十九平方メートルぐらいになつてきておりますのに対し、共同借家の方は一戸当たりが平均で約四十六平米、こういうことの影響で全体の面積が戸数ほど伸びない。しかしながら六十一年は、戸数の方は先ほどお話し申し上げましたように一〇%を超える推移をすると予測しておりますけれども、面積の方につきましても戸数の伸びに引張られて八%程度の伸びにはなるかと考えております。

○一井淳治君 ワンルームマンションがどうしてこう建つてゐるかということの一つの背景は、御指摘の中にもございましたが、単身世帯あるいは少人数世帯が大変増加をしている、こういうことを背景とした需要者側の要因がますますございまして、また、貸し家経営意欲がそれに相乗する、こういうことで、もつて建設がなされてきていると考えているわけでありまして、この問題につきましては、ワーネルームマンションが建つことによりまして、地域の中におきまして環境の不調和の問題あるいは管理制度につきましての問題がある等の問題はありますものの、片や単身世帯あるいは少人数世帯のことはなかなか難しい点があろうかと存じます。

○一井淳治君 民間の需要に対応するという必要性は確かにございます。しかし、たゞ単に単細胞的に、短絡的に対応しただけではダメで、人間的なあるいは文化的な側面からの誘導ということも必要ではないかと思います。地域によりましては、これは新聞で神奈川で行われたということを見ましたけれども、ワンルームマンションを規制する建築指導要綱を制定するというところもあるようになりますけれども、やはり何か指導措置といふものも必要ではないか。特に、最近のワンルームマンションを建築するというのは、無理につくらなくともいいのだが、相続税対策とかあるいは税制上有利な立場を確保しようというふうな目的から無理に多額の借金をつくるというふうな非常事態があるんじゃないかなと思います。

○政府委員(片山正夫君) ワンルームマンションを設けるとか、いろいろ市街地環境面あるいは防火面からも問題があるようでござりますので、何らかの指導措置をするということで、何もしないのでは、どんどんこういったものが建ててしまうと後で壊すわけにはいきませんので、何らかの前もつての研究や指導が必要ではないかと思いまして、もう一遍重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(片山正夫君) ワンルームマンションの必要性は、少人数世帯の大変な増加、例えば五十五年から六十年代の国調におきまして世帯の増が全体で六%ございましたけれども、一人世帯、二人世帯は二けたの増加をしておりまして、全国的に見ましても一人世帯、二人世帯の世帯数は約四割近くなつてきている。それがさらに大都市においてシェアが高い。こういうこともありまして、ワーネルームマンションの方の需要が出てきているところであります。

しかしながら、御指摘にもありましたように、これが立地いたしました場合に、立地する場所によりましてはいろいろの問題を生じます。ワンルームマンションの性格上、比較的若い層が集団でもつて居住するということで、例えば住宅地の中でも異質の住まい方が入つてくることにによる不調和あるいは不協和音、さらには環境上の問題、こういうことございまして、このワンルームマンションが問題になりました時期に各地

せんので、一段の御検討をお願いしたいと思ひます。
それから、住宅着工数の伸びを見ておられますと、
全国的には伸びておるわけでござりますけれども、
地域によって非常なアンバランスがございま
す。東京での賃貸しの伸びが中心でございま
す。県によっては伸びていないような県もございま
す。このような、地域によって伸びの見られない
県がございますけれども、そういうことの原因、
これに対してもう一つは、結局全国的に地域にかかわ
りなく住宅建設が伸びていかない意味がないと
思いますのでお尋ねする次第でございます。
それともう一つは、地方公共団体においてそれ
ぞ住宅の新築をふやすための施策を講じてある
のじやないかと思ひますけれども、どのような策
が講じられておるのか、そして、そいつとも
のを強化して地方での新築の件数をふやしていく
ことはできないのかどうか、そのあたりについて
お尋ねしたいと思います。
○政府委員(片山正夫君) 御指摘にありましたよ
うに、住宅建設戸数の状況は全体では伸びており
ますけれども、これを大都市と地方部で仕分けで
みましたときに、かなりの差がござります。持ち
家建設につきまして見ますとそれほど差はな
く、大都市部も地方部も同じような傾向を示して
おるわけでありますが、特に借家につきましては、
地方の方は大都市に比べて物すごく少ない。借家
関係は大都市において大変顕著に伸びている、こ
ういう状況でございます。
このように、地方について住宅が総体として伸
び悩んでいるということでござりますので、地方
部におきます住宅対策の充実という観点から、ま
ず公営住宅の配分につきましては地方部への配慮
を行う、特に木造公営住宅についてはこれは優先
的に配分をするというような措置を講じております
して、また住宅金融公庫による融資につきまして
も、標準建設費の地域区分を変えまして、融資単
価を実質地方の単価が引き上がるよう措置をし

たところであります。
さらにもう、地域の特性を踏まえました住宅建設を促進するという観点で、金融公庫の融資につきましては、地域政策割増融資制度、これは免雪住宅でありますとか除雪住宅でありますとか、そういうものにつきまして地方公共団体が行います。融資と連携いたしまして住宅金融公庫も割り増しの融資を行ふ。さらにもう、地域優良木造住宅の建設促進事業、これは優良な木造住宅をつくった場合に、都道府県と金融公庫でもつて連携しまして、融資の割り増しでありますとか公共団体の金利低減措置をとる、こういう施策でありますけれども、これを六十一年度に創設し、六十二年度にはその戸数の増加を図つてある、こういうところでございます。
○一井淳治君 次に、公庫融資について貸付限度額の引き上げや償還期間の延長など、貸付条件が改善され、また、貸付戸数を増加するような配慮がなされておりますけれども、その一方で、滞納件数、滞納金額が急増しているというふうに聞いております。このことについて最近どのような状況になつておるのか、その原因やとられていう対策についてお尋ねいたしたいと思います。
○参考人(猪瀬節雄君) お答え申し上げます。
昭和六十年度末現在におきます個人間借権の六ヵ月以上の長期延滞件数でございますが、これは一万四千八百八十八件でございまして、その金額は四十八億七千万円ほどでございます。また、六十一年の十二月末現在で見ますと、件数で一萬四千九百五十九件で、金額は四十八億九千九百万円でございます。これらの証貸し残高に対しまずいわゆる延滞率でございますが、これは六十年度末で〇・二七%、六十一年十二月末で〇・二六%でございます。
こういった長期延滞の原因といったしましては、経営の不振、倒産あるいは転職の失敗というようなことによる収入減、さらには病気、けが等によると、臨時の出費というようなものでございます。私どもいたしましては、延滞が発生いたしま

したときは、速やかにその債務者に對しまして督促を行ふことといたしておるところでござります。さらに、何度も督促をいたしましても延滞が解消されないというような場合には、こちらから出かけるなりあるいは向こうから来ていただくなリしまして、直接本人と面談いたしまして督促を行ふことといたしております。また、その面談に当たりましては、債務者の個々の事情等も考慮いたしまして、今後の返済計画について相談いたしまして、本人に返済する意思のある限り、可能な限り本人の実情、要望等を踏まえ、元金または利息の一部の繰り延べあるいは返済方法の変更というような措置を講ずることにいたしまして、できることは基本といたしております。

しかしながら、このような措置によりましてもうどうしても回収ができないというような場合がございますので、そういった場合には、やむを得ない措置でございますが、繰り上げ償還請求をいたしまして保証人に對し債務の履行を求めるなどの所要の措置を講じておるところでござります。

○一井清治君　これは大切な税金を使つておられるわけなので、滞納者に對しては、悪質な者やそれからどんなに努力しても回収不能な者に對しては強制執行などの厳重な回収措置を講じていただきなければならないのではないかと私は思います。そのあたりはうやむやになつてしまつてはいけない、と思いませんけれども、どうなんでしょうか。そして、最近暴力団がばつこしておられますけれども、こういった傾向の人が人居しているような場合に手をこまねいて放置するというふうになつてゐるのじやないかというふうな心配もござりますけれども、税金をむだにしてはいけないという観点から、最終的には厳しい処置をして回収してもらわなければいけないと思います。そのあたりはどうなつてゐるんでしょうか。

○参考人(猪瀬節雄君)　先ほど申し上げましたように、私ども本人といろいろと面談いたしまして、それで例えは子供があと二年たてば学校を卒業す

るからその間はできるだけ低い金額で、その後はいわゆる後倒しというようなことでひとつ対処したいというような場合におきましては、その本人が返す意思がある限りは私どもそういう措置をできるだけ講ずることにいたしておりますところでございますが、言を左右いたしましてどうしてもこちらの相談に応じようしないというような場合には、私どもはこれは全額繰り上げ償還を請求いたしまして所要の措置を講ずることにいたしております。

○一井淳治君 次に、改正案の内容に関して若干お伺いしたいと思います。

今回の改正点の一つには、個人住宅賃貸付等の償還期間を延長しようとするものがござります。これは利用者の日々の返済負担額が軽減されることになつて非常に望ましいことでございます。しかし、滞納件数の急増傾向にもつかがえますように、今後経済の激変等、非常な先行き不透明なこともありまして、果たしてこの長期の安定した償還が見込まれるのかどうかという問題がござります。この償還期限を延長するという關係でその辺の不安はないのか、どういう見通しをお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(片山正夫君) 今回の法律改正でお願

いしておりますことに償還期間の延長がございますが、これは毎月々の返済負担額を軽減するという趣旨におきましてそれぞれの延長をお願いしているところであります。この返済額につきましては、例えば木造住宅の場合につきましては約八%、住宅改良の場合には約四〇%軽減される、こういうわけであります。

今回のこの法改正によりまして償還期間が伸びますと、これまでに比べましてさらに長期にわたって償還を行わなければいけない、そういうことでございますので、長期にわたり安定的に償還ができますように、先ほど公庫の方からも御説明がありました、その資金計画、返済計画の内容を十分にまず見させていただきまして、その返済能力があるかどうか、例えば返済額の五倍以上の

収入があるかどうかというような目安のチェック、あるいは年収の二五%以下で返済額がおさまっているかどうかということなどにつきまして、公庫の資金のみならず民間からのローンも含めましてチェックをさせていただきまして融資をさせていただく、こういうようなことをとりまして定期的に償還が行われていくように努力してまいりたいと思います。

○一井淳治君 現実の問題として、二十年先にどのような安定収入があるかどうかということを現在予測することは、一般論としては不可能じやないでしようか。

○政府委員(片山正夫君) 今までの公庫融資あるいは民間ローンの返済の状況を見ますと、やはり一番返済においてきついのが返済の前期であります。これが後年度になりますと通常負担が軽くなつてくる、こういうのが現状でございます。そういう意味におきまして、期間を延ばしますけれども、そういう長期安定の返済計画を十分審査することによってそれは耐えられるだらうと、こう考えております。

なお、今回の償還期間の延長はそれぞの償還期間の長いメニューをふやすというわけでありまして、従前の短い償還期間をとりたい場合はそのままの償還期間を選択すればよろしいわけとして、それぞの個人の選択によりましてどちらかをとつていただく、こういうようなことになつておりますので、個人の能力等を十分勘案いたしまして措置することによって対処できるのではないかと考えております。

○一井淳治君 今後、償還期間の延長ということになつてまいりますと、対象となる住宅の物理的な耐用年数の担保価値は實際にあるのかどうかという問題が出てくると思いますが、その辺の整合性はどうなんでしょうか。特に二十年あるいはそれ以上も先になつてきますと、建物は古くなつてしまつておる、あるいは居住者の関係も現在から予想できない、そうなつてしまりますと、この担保価値を確保するためには建物の建築費の融資

の場合においても土地に対し抵当権を設定しておかないと十分じゃないんじやないか、回収が不可能になるんじやないかという心配もありますけれども、そのあたりはどうでしようか。

○政府委員(片山正夫君) 公庫融資の償還期間の定め方は、債権保全上の観点、これをまず重視いたしまして、それと利用者の返済負担能力、これでも、それと利権の返済負担能力、これを総合的に勘案して決めていくわけであります。

その場合に債権保全上の観点としましては当然建物の耐久性、いわゆる耐用年数が問題になるわけでありまして、通常住宅の耐久性に関しましては物理的耐久性とそれから居住様式でありますとか生活水準の変化に伴います社会的耐久性とがあるわけであります。公庫融資の償還期間の設定に当りますは、物理的耐用年数を採用しまして、その範囲内で決定しているのであります。

今回、例えば木造住宅につきまして耐久性能のすぐれたものにつきましては二十五年から三十年に延ばすというようなことを講じておりますけれども、これにつきましては建設省の総合技術開発

プロジェクトでもって建築物の耐久性向上技術の開発という研究を行いました。この研究の成果を開発しまして、まず軸組みに大径材を使用する。プロジェクトでもって建築物の耐久性向上技術の開発を行いました。この研究の成果を開発しまして、軸組みに大径材を使用する。通常三寸角等が使われている場合よりも大きいも

の、十二センチ角以上を使う。さらに、基礎につきましては布基礎としまして、特に地盤面からの立ち上がりを四十七センチメートル以上にする。これは防震等の関係でもつて大変効果があることでありますけれども、そういう措置を行う。さらに、小屋裏及び最下階の床下に換気上有効な換気口を必ず設置する。さらに、防腐あるいは防蟻に対する措置を行う。床下のところに捨てコンを打つとか

あるいは防湿フィルムを張るとか、そういうような要件を付しまして三十年に延ばしたわけでありまして、建物の物理的耐用年数としては三十年以上優にもつという研究成果を踏まえたものであります。

したがいまして、建物の担保価値は償還期間中ともございます。さらに、住宅改良をします場合

の資金の内容を見ました場合に、新築の場合とはかなり様相が違いまして、その資金内容は平均的に申し上げまして公庫資金が五二%、自己資金が三七%ということございまして、約九〇%は公庫と自己資金、いわゆる民間ローン等への依存が大変少ない。そういうことで返済負担率が新築に比べて有利な状況にある。こういうことなどを総合的に勘査いたしまして、今度の予定金利でありますけれども、五・〇%口の中間金利口をまず使うこととしております。

それから、二十年間同一の金利にしないということ

ことにつきましては、新築の場合におきまして特に負担の重い初期の方に重点を置いて、政策金利が高いもの、金融公庫に金利差の補給金を補給いたしまして低金利にしたものを採用し、十一年目以降は財投並み金利でもって、全体としまして長期低利の安定融資を確保しているという、こういう新築の場合の状況がございます。こういうもののバランスを考えましたときに、やはり住宅改良資金につきましても十一年目以降につきましては財投並み金利を適用することが妥当なものと考えてこのような措置にしたところであります。

○一井清治君 住宅改良貸し付けに関するお尋ねいたしますが、財團法人日本住宅リフォームセントラルが設立されておりますけれども、これの積極的活用についてはどのような御方針をお持ちなつか。

窓口」というものを設けて、これは紛争解決だけではなくて、住宅の新築やあるいはリフォーム需要を現実の工事に結びつけていくというふうな作業も行っているようでございます。建設省としては、こういう方向をどのように伸ばしていく方向で指導していかれるのか。こういうふうな地道な努力も必要ではないかと思いますので、お考えや方針についてお尋ね申し上げます。

であります。主たる業務といたしましては、リフォームに関する技術開発、消費者への情報提供、さらには増改築相談員の養成等の事業を行つてゐるところであります。まずみずからとしましては、情報の提供事業としまして毎年晴海におきましてリフォームフェアを開催する。さらに、全国各地でもつて地方のリフォームフェアが開かれて行つ、こういうことがまず大きな役割の一つであります。

四%という金利が設定されております。財投並み金利より高い金利をこの際新しく設定するというのが理解できないわけでございます。段階金利にさらにもう一段高い金利を設けるというのは将来に悪例を残すことになるんじゃないかというふうに思います。延長分についても財投並み金利を適用すべきではないかと思いますが、どういう事情でそうくなっているのか。やはり財投並み金利以内に全体を抑えるべきではないかと思いますので、お尋ね申し上げます。

ないのではないか。そういうふうに将来負担増という危険性をお考えになるのだったら、変動金利制ということも考えないと不徹底ではないかとおもっていますけれども、どうでしょうか。

○政府委員(片山正夫君) ローンに関する固定制、変動制の問題は、確かにいろいろ意見としてござります。現在民間のローンの方の変動制の採用はここ一年ふえたところでありますて、統計によりますと約三〇%が変動金利制を使っていると、いうところであります。

○大森昭君 今いろいろ質疑を聞いておりましたけれども、それから大臣からも提案説明を伺つておつて、公共事業をより伸ばして内需の拡大を図つてという趣旨合いでいろいろ法案の説明もあつたわけであります。いろいろ難しい問題があるんでしようけれども、土地がこんなに高ければ、果たして建設工事が進んでいくのだろうか。

それから、今住宅金融公庫法の改正のお話などもありました。額がふえたりあるいは返済期間を延ばしたりということは非常にいいことなんですが、しかし果たして借りて住宅がどんどんふえていくという状況になるのだろうかといふと、どうも地価が上がったのはなかなか住宅を建てるたつて、そう容易に建たないのじゃないかといふ感じもするんです。

それで、新聞なんかで建設大臣がいさぎよく言っていることを時たま読んでおるんですが、一体建設大臣は最近の地価の異常な値上がりに対しましてどういう御所見をお持ちですか。

についてお尋ね申し上げます
○政府委員(片山正夫君) 財
フォームセンターは、住宅の

団法人日本住宅リ
リフオームの推進と

○一井淳治君 次に、二世代承継ローンの償還期間の延長についてでございますけれども、延長分

○一井淳治君　過去の今おっしゃいました統計数値からの予測と、うのは、さほどまそいうこと

だろうと思いますが、率直に言って、最近の地価は暴騰の火つけ役はやっぱり国公有地の処分の仕方にあると私は認めています。なかなか政府全体ではそれを認めたくないようですが、私は執行の責任者といったまして、国公有地の処分が問題だと考ておられます。それですから、国公有地の処分の対象は、国に對して借金を払うというのが現在のところ非常に多いわけでありますから、同じ政府の中でそのやりくりはできないものかと、いう考え方を持っております。そういう観点で、いろいろ事情があるものですから申し上げていいのか悪いのか、私これからまた執行するのに非常に支障を来るおそれもございますので内容的には申し上げませんが、その処置をどうしても緊急にとりたいと思つております。

もう一つは、需要供給のバランスをよくやらないと地価はおさまらないと思います。そういう点で東京都内だけをやはり重点的に考えるべきであると思いまして、これに対してもいろいろ工夫をして、できるだけ早い機会に、できれば二月、二ヵ月の間に、土地暴騰対策とでも言いましょうか、その対策を出したいたと考えております。具体的な内容についてはひとつお許しを願いたいと思います。

○大森昭君 大臣も閣僚の一員でありますからなかなかこういう場で言うのはあれだと思うのです。ただ、不動産協会の理事長の江戸さんですか、この新聞ですけれども、これを読みましても、やはり大臣が言われたような趣旨合いのことです。特に最近における国公有地の競争入札が元凶だ、業界としても反省する点もある、こう言われているんですね。そうすると問題点というのは大体一致しているんじゃないかな。例えば不動産業界が土地がどんどん上がるによつて物すごく利益が上がる。政府の方は困つたけれども、もうかるとう趣旨合ひは、どうも業界と時の政府と調和がと

状態というのは、国鉄の赤字が幾ら軽くなるとか、どうも今のがで
きいならないなということなんですが、どうも今のがで
きいましても社会的影響が大きいんですね。
それで、今大臣が言われたように東京の問題が
大きいいんですけれども、東京だけじゃないんですね。
ね。これはもう各地に影響しているでしょう。そ
うなってきますとこの問題の取り扱いというの
は、私は端的に申し上げまして、全体としてみん
なが心配している問題であつて、だから建設大臣
の言わることについて私に言わせれば、もう一
ちょっとどうしてこれないのかなという気持ちが
あるんですが、そうなつてくると、国土庁長官の
方がどうも少し大蔵運輸の方に巻かれちゃつて、
建設大臣も逆に、まあそう言いなさんなといふよ
うな、これは新聞の記事ですよ、中身はわかりま
せんが、そういうよう理解できるんですが、長
官どうですか。

○國務大臣(綿貫民輔君) 地価の対策につきまし
ては、ただいま天野建設大臣からお話をございま
したように、高騰を抑えるためには需要供給のバ
ランスをとるということ、やはり短期の譲渡を
目的として転がしをするというようなことを防止
するということが非常に重要だと思いますが、今
お話をございました国公有地の処分という問題につ
きましては、政府の部内におきましていろいろい
ろと協議をいたしてまいつたところでございま
す。

正直申し上げまして、今まで国土利用計画法の
中には国公有地というものは一言半句も入っていない
なかつたわけでございますが、いろいろと皆さん
方との御協議を重ねまして、今回国土法の中に國
公有地についての文言を入れさせていただいた。
これに対しましてはまだなまぬいというおしかりも
いただいておりますが、これにつきましては地価
留意をしていくというような御発言もいただき、
対策関係閣僚会議におきまして、既に國公有地等
の処分につきましては大蔵大臣、運輸大臣からも
それぞれ今後十分適正な地価が形成されるようう
に留意をしていくというような御発言もいただき、
今後連絡をとつたり、あるいは相談をしながら國

○大森昭君 今長官が言われたよな状況で政府の部内が統一されているようあります。

そこで、ちょっとと予告しなかつたんですが、地価対策検討委員会というのが何か昨年の十二月の一日に国土庁に報告を出されたんですか、その概要をお願いしたいんです。

○政府委員(田村嘉朗君) 先生御指摘の地価対策検討委員会と申しますのは、私どもが地価問題につきまして民間に委託調査をいたしました際、委託を受けました民間機関で委員会をつくりまして、種々検討していただいたわけでございますが、その結果「地価対策に関する提言」というのが昨年の十二月一日になされました。

その概要をちょっと申し上げますと、最近の東京及びその周辺における地価上昇の要因といったまして何があるか。この点につきましては、基本的には東京都心における事務床需要が非常に大きくて、それに対する供給が不足しているということが基本的な要因であります。それに伴いまして、都心で土地を売った者が代替地を周辺に求める、そういう買いいかえ需要が非常に大きくて、これが周辺の地価を上昇させる影響を与えている。またこの過程におきまして、金融緩和の状況を背景に投機的な土地取引、いわゆる手当で買っているのがこの地価高騰に拍車をかけているのではないか、こういうふうに分析をしていくわけでござります。

これに対しまして、地価高騰への対応策といいたしまして、まず第一に供給対策が必要であるということで、臨海部における新規業務拠点を育成すること、それから既成市街地の高度利用を図っていくこと、これがまず第一の対策の柱であるということを言つております。

第二の柱といいたしまして、土地取引の規制を強化していく、特に投機的取引の抑制を図っていく、こういうことが必要であるということでいろいろ

細かく提言がなされておりますが、国土利用計画法を的確に運用していくこと、それから土地取引の監視を強化していくこと等々を提言しております。

特に税制につきましては、二年以内の土地譲渡所得につきまして重課する超短期重課制度を創設すべきであるということ、それから先ほど申し上げました買いいかえ需要、これが居住用財産等の買いかえ特例の税制によりましてかなり単価の高い土地を買う傾向がある、こういうことで買いかえ特例の税制の制度を見直すべきである、こういう提言をいたしております。

さらに、金融対策といたしまして、金融機関に対する投機的取引に対する融資の自粛というふうなことも必要であるということを提言しております。私もこれは受けまして必要な措置を講じつてあるという状況でございます。

○大森昭君 よく中身を読んでいなかつわからないんですけども、どうも私は、土地対策といふのはいろんなことの起きてくる現象を追つて措置をしているような感じがするんです。

しかし、土地というのは、これは幾ら東京湾なんかを埋め立てたって、多少はふえますけれども、特段ふえるわけじゃないんですね。そうなると、土地というのはもう昔から、何世紀も前からずっとそんなふえないでもつて、人が住んで交通がどうなって、産業がどうなってと、もう決まっているわけですね。そうでしょう。例えば物だつたら、洗濯機でも何でも二年ぐらいいして次にぶつ壊してまた新しくくればもうかるとか何とか、今いろいろやっていますが、土地の問題はどう決まっているわけですね。そうでしょう。例え

しているから、どうやつたらどうだという現状を肯定しての対策だと思うんですけども、できればもう少し長期的な対策を立てる。

いろいろなところに、この辺のことを言つたと怒られるかもわからぬけれども、東京から一時間くらい行つた茨城県の岩井というところ、あそこは何にも電車が行つてないものですから、浅草からバスで普通まともに行つて一時間ぐらいで、ちょっと街道が混んだら二時間も三時間もかかっちゃう。物すごく安いですね。今一反三百坪幾らで売つているんですよ。そうなつておれば、そのところを買つておいて、それで鉄道敷くかどうか今なかなか問題あるでしようけれども、すぐそこですから、岩井というのには利根川が流れているのがちよつとぐあいが悪いような感じがするんですけども、そういうようすれば何かもうちよつと——もちろんこれは岩井の人がそう簡単に土地を売るかどうかわかりません。そんなことを言つたら怒られるかもわからないけれども、一つの例で東京の近辺にもそういうところがあるわけです。

だから、今やるといつたって、それは東京から車で行けば一時間なんだけれども、残念ながら交通圈じゃないから、今はそこへ家を建てて東京へ勤めるというわけにはいかないんです。だから、もう少しそういういわゆる長期の計画でやるのにはどうしたらいいか、僕は専門家じゃないから全然わからぬないですけれども、農地の問題の線引きの問題とかいろいろあるんでしよう。だから、もう少し建設省にしても国土庁にしても、何か少し夢のような話で現実性がないというようなこともあるかもわからないのだけれども、そういう先の計画を立ててる。

大体どここの役所も、言つちや悪いけれども、はつきり言いますと、局長になつても二年で大体おしまいだし、大臣は一年でおしまいだし、そんなことを言つたって、おまえの言つているのはなんということになるかもわからぬけれども、土地のことなら長い計画で物事を運ぶようなことをやつてもらいたいと思うんです。そんなことを立てる。

言っていたのじやなかなか局長から次官にもなれないなんというお話もあるかもわかりませんが、余りぐあいの悪いところはちょっと後で削除して

言っていたのじやなかなが、か局长から次官にもなれないなんというお話もあるかもわかりませんが、余りぐあいの悪いところはちょっと後で削除してもらうけれども、いずれにしても土地の問題がこれだけ問題になつてゐるのに、正直申し上げて大臣だから何でもできるというわけじゃないでしょ、うけれども、とにかく、これじゃ売上税だつて何だつて、景氣が今悪いでしょ。円高でしょ。いろいろ問題が起きるんだから、実際の話、税制だけの問題でもつて議論なんかできないでしょ、今はつきり言つて。だから、どうかひとつ土地の問題についていろいろ建設大臣、国土庁長官、新聞に出ておりますが、庶民の声を代表して物を言いますので、よろしくひとつ抜本策をお願いしておきます。

さて、法案に入ります。法案の問題ですが、いろいろ補助率を下げて、より事業を拡大してといふようなことが言われておりますが、大体ことし補助率を改正することは公約違反じゃないですか。調べた範囲では公約違反になつてゐるんですけど、これはどうなつてあるんですか、大蔵省、自治省は。

○政府委員(斎藤次郎君) お答えいたします。

今回の補助率カットの法案につきまして約束違反ではないかという御批判があることは、私も重々承知しておりますのでござります。実は、ことしの予算編成のお話を申し上げなければならないわけでござりますけれども、急激な円高が進行いたしまして経済環境が激変をした、したがつてその中で何とか公共事業費の事業費を確保しなければならない、片方で非常に国の財政状況は厳しくて国費を抑制しなきゃならぬという二つの実は政策課題があつたわけでございまして、その政策課題にこたえるために国の補助率をカットしつつ、その分を事業費の増大に充てるということなどでとした措置でございます。なお、そういう国、地方の財政関係に基本的な影響を与えないようにしようと、いう配慮で、昨年を上回る補助率カットに伴う国費減少に見合つて発行していくだく地方債につき

ましては、その元利償還について昨年を上回る手厚い措置を講ずるという措置も講じているところでございますので、何とぞ御理解賜りたいと考

○政府委員(小林寅君) 昭和六十二年度におきましては、その元利償還について昨年を上回る手厚い措置を講ずるという措置も講じてあるところです。それでござりますので、何とぞ御理解を賜りたいと考えております。

私はもといたしましては、六十一年度に補助負担率の引き下げが行われましたときに、三年間の暫定措置という覚書も交換いたしております。これをさらに引き下げるということになることにつきましては、私どもといたしましては非常に苦しかったわけでございますけれども、一つには、今回の補助負担率の引き下げは、内需拡大の要請にこたえるために、ほか公共事業に限って規模も比較的小さな形で行うということになつたということ。二つ目には、補助負担率の引き下げによる国費減少相当額につきましては地方債を充当いたしまして、その元利償還費を全額地方交付税で財源措置をする。三つ目には、その交付税措置を行つきましたのは全額負担をするということになりましたので、そういうことによりまして地方財政には実質的な負担増はほとんど生じないということになつてまいりましたので、我々といたしましては、公共事業等につきましてさらに国庫補助負担率の引き下げが行われることとなつたわけでございますが、これには、今大蔵省の方からお話をございまして、一方、國の財政再建路線は引き続き堅持しなければいけないという政府全体としての財政事情がございまして、こういう拡大による内需の振興を図らなければいけないという事情が出てきたこと、一方、國の財政再建路線は引き続き堅持しなければいけないという政府全体としての財政事情がございまして、こういう二つの要請の中で財投とかあるいは民間活力の活用等によりまして各般の工夫を凝らした上で、さらに緊急避難的に補助負担率の引き下げにより事業量の拡大を図ろうということになつたわけでござります。

○大森昭君 今あなたたちのお答えは覚書の話を
てもやむを得ないというふうに判断をしたもので
ございまして、御了解をいただきたいと思います。

ございまして、御了解をいただきたいと思います。
○大森昭君君 今あなたたちのお答えは覚書の話を
言われておりますが、覚書じやなくて、前回審議
いたしましたときには附帯決議がありますな、六十一年の四
月二十六日。この附帯決議に書いてあることにつ
いても、この附帯決議とは違ったことで今回提案
をしておる、こういうことです。
○政府委員(高藤次郎君) 参議院の補助金等に関
する特別委員会 昭和六十一年四月二十六日の附
帯決議の中にそういう趣旨のことが書いてあることにつ
いても、この附帯決議とは違ったことで今回提案
をしておる、こういうことです。
上げさせていただきますと、「今回の措置は、国庫
補助金等に係る三年間の暫定措置であることに鑑
み、六十二年度以降も地方の行財政運営に支障を
生じないよう、万全の措置を講ずるとともに、具
体的な措置内容を予算編成時ごとに明示すること
暫定措置期間中は、国と地方の財政関係を根本的
に変更するような補助率の変更是行わないこ
と」、こういうふうに書いてございます。
私どもも、附帯決議のそういうことは十分承知
しておりますし、こういう附帯決議を踏まえまして、
いわば国費を抑制しつつ事業費を確保すると
いう観点から補助率のカットをお願いしたわけで
ござりますけれども、その際、昨年あるいは一昨
年の補助率カットの法案のようないわゆる「非公共を
通するいわば総合的な見直し」ということではなく
て、国費を抑制しつつ事業費増の効果を全国にま
んべんなく行き渡らせるために補助率のカットを
特にお願ひしたわけでございます。
その際、先ほど自治省の方から御説明もありま
したように、国費カット分に見合つて発行してい
ただく地方債の元利償還費につきましては、不交
付団体、東京都のような不交付団体を除きます交
付団体につきましては全額別途国が将来財源を負
担するということにいたしておりますし、その点
も勘案いたしますと、私どもは「国と地方の財政
関係を根本的に変更するような補助率の変更」と
いうことにはもとらないのではないかというふうあ

車で行けば一時間なんだけれども、残念ながら交通圈じゃないから、今はそこへ家を建てて東京へ勤めるというわけにはいかないんです。だからそういういわゆる長期の計画でやるのにはどうしたらいいか、僕は専門家じゃないから全然わからないんですけども、農地の問題の線引きの問題とかいろいろあるんでしよう。だから、もう少し建設省にしても国土庁にしても、何か少し夢のような話で現実性がないというようなこともあるかもわからないのだけれども、そういう先の計画を立てる。

大体この役所も、言っちゃ悪いけれども、はつきり言いますと、局長になつても二年で大体おしまいだし、大臣は一年でおしまいだし、そんなことを言つたって、おまえの言つているのはなんということになるかもわからぬけれども、土地のことなら長い計画で物事を運ぶようなことをやつてもらいたいと思うんです。そんなことを

○政府委員(藤原次郎君) お答えいたします。
今回の補助率カットの法案につきまして約束違反ではないかという御批判があることは、私ども重々承知しております。実は、ことしの予算編成のお話を申し上げなければならないわけでござりますけれども、急激な円高が進行いたしまして経済環境が激変をした、したがってその中で何とか公共事業費の事業費を確保しなければならない、片方で非常に国の財政状況は厳しくて国費を抑制しなきやならぬという二つの実は政策課題があつたわけございまして、その政策課題にこたえるために国の補助率をカットしつつ、その分を事業費の増大に充てるということなどでつた措置でございます。なお、そういう国、地方の財政関係に基本的な影響を与えないようにしていう配慮で、昨年を上回る補助率カットに伴う国費減少を見合つて発行していくいただく地方債につき

暫定措置という覚書も交換いたしておりまして、これをさらに引き下げるということになることにつきましては、私どもいたしましては非常に苦しかったわけでございますけれども、一つには、今回の補助負担率の引き下げは、内需拡大の要請にこたえるために、ほか公共事業に限って規模も比較的小さな形で行うということになつたということ。二つ目には、補助負担率の引き下げによる国費減少相当額につきましては地方債を充当いたしまして、その元利償還費を全額地方交付税で財源措置をする。三つ目には、その交付税措置を行いうために必要な原資につきましては、国が将来交付団体分につきましては全額負担する。従来はこれは五〇%でございましたけれども、交付団体分につきましては全額負担をすることになりましたので、そういうことによりまして地方財政には実質的な負担増はほとんど生じないということはなつてまいりましたので、我々いたしまし

しておりますて、こういう附帯決議を踏まえまして、いわば国費を抑制しつつ事業費を確保するという観點から補助率のカットをお願いしたわけでござりますけれども、その際、昨年あるいは一昨年の補助率カットの法案のような公共・非公共を通ずるいわば総合的な見直しということではなくて、国費を抑制しつつ事業費増の効果を全国にまんべんなく行き渡らせるために補助率のカットを特にお願いしたわけでございます。

その際、先ほど自治省の方から御説明もありましたように、国費カット分に見合つて発行していくただく地方債の元利償還費につきましては、不交付団体、東京都のような不交付団体を除きます交付団体につきましては全額別途国が将来財源を負担するということにいたしておりますて、その点も勘案いたしますと、私どもは「国と地方の財政関係を根本的に変更するような補助率の変更」ということにはもとらないのではないかというぐ

いに考えておるわけでございます。

○大森昭君 同じですか、その見解は。

○政府委員(小林実君) 今回の措置を決めるに当たりましては昨年の国会審議あるいは附帯決議も十分承知しております、事業量拡大のためといえども安易に補助負担率の引き下げがなされるべきではないという気持ちでおりまして、国庫当局から打診があつた際にも、自治省といたしましては応じられない旨強く主張したところでございました。しかし、予算編成の大詰めの段階に至りましたて、先ほどお話し申し上げましたように、財投あるいは民間活力の活用等に最大限の努力をされまして補助負担率の引き下げによる事業量拡大の規模を大幅に圧縮してきたわけでございます。また、交付団体分の影響額の全額につきましては将来国が負担するという提案がなされまして、そういうことから大蔵省の提案に協力せざるを得ないという判断からこの案を受け入れたものでございまして、御了解をいただきたいと思います。

○大森昭君 ちょっとほつきりしない。附帯決議を今読み上げたんですけれども、そういうことで附帯決議をしているけれども、その附帯決議の決めしたことと今回提案されたことは別に矛盾していないということを言っているのか、それとも附帯決議ではきっと今回の法改正のようなことは提案できないのだけれども、しかし事情があつて、まことに附帯決議とは相反することであるけれども提案をしたのだと、いうことなのがどうなのが、その辺がちょっとわからないです。

附帯決議には違反していいようなことのようにも聞こえるし、その趣旨合いはどうとか——趣旨合いとかなんとかじゃないんです。どっちなんですか、もつとはつきり言つてください。いやないと、これ本当はきょうは審議なんかもうこれ以上したくないところだ。なぜかというと、これは私が了承する問題じゃないんです。これは全会一致ですから、私はこのときの委員会出でていませんけれども、仮にこのときの委員会で社会党の議員が質問して答えたという問題なら社会党だけの

責任なんだけれども、少なくともこの問題は全会一致、各党で皆さん方全部で一致してやつたんですよ。ですから、今直ちにとめてというわけにはいかないでしようけれども、後でまた相談をしないとこれはできない問題ですから、もう一回

ちよつと明確に言つてください。

○政府委員(斎藤次郎君) この附帯決議の趣旨につきましては、「暫定措置期間中は、国と地方の財政関係を根本的に変更するような補助率の変更是行わないこと。」というぐあいに書いてございましたので、今回の措置は昨年、一昨年のような公共事業、非公共事業を通じるいわば総合的な見直しがではなく、いわば緊急避難的に公共事業費を確保するためにお願いしているものであること、それからさらには補助率のカットに伴う国費負担の減少分について発行される地方債の元利償還分については、交付団体については将来全額別途国が負担するという措置を講じていること、その二つの観点から、私どもはこの「国と地方の財政関係を根本的に変更するような補助率の変更」ということには必ずしも反しないというぐあいに考えているわけでございます。

○大森昭君 そうすると、あなたの言い分は、ここに書いてありますように、「暫定措置期間中は、国と地方の財政関係を根本的に変更するような補助率の変更は行わない」というふうに附帯決議がなっているので、補助率のいわゆる変更は今提案されたようにしているけれども、それはしかし根本的に言ひませんが、だから附帯決議には反しないんだと、こういう言い方ですね。

(「大型か中型かみたいなものだ」と呼ぶ者あり) ○政府委員(斎藤次郎君) 繰り返しになりますが、私は附帯決議というのを各省の了解がなければなりません。三年間は少なくとも補助率を変えないと、それは附帯決議というのをしたのじゃないと言つていいますよ。三年間は少くとも補助率を変えないといけません。三木先生によれば、それは附帯決議にならないから、それで「根本的」と一つ入れておけば、何かあったときは、いやそれこそ一部だと言つて、附帯決議はどちらだといふん

けれども責任持てないですよ、本当の話。そんなに根柢的」という三つの文字が入つてあるから、これがもう全然違つて、決めたことと相反してないんだというようなことになれば、大変なことで年とする期間にして、それで補助率を変更しない

ということになれば、「根本的」という言葉があるがなかろうがですよ。その期間が定めがないと、いうなら別ですよ。しかし、期間の定めがあつて、その補助率は変更しないということになつて、いとこれはできない問題ですから、もう一回

ちよつと明確に言つてください。

○政府委員(斎藤次郎君) この附帯決議の趣旨につきましては、「暫定措置期間中は、国と地方の財政関係を根本的に変更するような補助率の変更是行わないこと。」というぐあいに書いてございましたので、今回の措置は昨年、一昨年のような公共事業、非公共事業を通じるいわば総合的な見直しがなく、いわば緊急避難的に公共事業費を確保するためにお願いしているものであること、それからさらには補助率のカットに伴う国費負担の減少分について発行される地方債の元利償還分については、交付団体については将来全額別途国が負担するという措置を講じていること、その二つの観点から、私どもはこの「国と地方の財政関係を根本的に変更するような補助率の変更」ということはある。一回言つたからもう絶対直しちゃいけないとは言いませんが、しかしながらの言うことはそういうことじやないんだ。この附帯決議には違反していないんだということになると、これまでの相談の仕方が違つてくるんですよ。だから私は今詰めたのであって、今のこととはこれ以上詰めません。

しかし、少なくともこういうやりようについては国会軽視も甚だしいですよ。率直に言うけれども、私どももこれだけ言つ限りは、この委員に私どもも実はきょう質問するに当たつて聞いたんですけども、少なくともあなたのような意識で附帯決議をしたのじゃないと言つていいです。それは附帯決議というのを各省の了解がなければなりません。三木先生によれば、それは附帯決議にならないから、それで「根本的」と一つ入れておけば、何かあったときは、いやそれこそ一部だと言つて、附帯決議はどちらだといふん

けれども責任持てないですよ、本当の話。そんなに根柢的」という三つの文字が入つてあるから、これがもう全然違つて、決めたことと相反してないんだというようなことになれば、大変なことで年とする期間にして、それで補助率を変更しない

いすれにしても後でまた、これ全会一致の問題ですから、これは相談させていただきますが、とにかく私が主張するのは、補助金等に関する特別委員会、これが昨年の四月の二十六日に決めたんですが、これに違反しているという見解を持つております。

そこで、これは保留をして次の問題に移りますが、最近こういうことをしばしば行つてきていますが、ですから地方公共団体の借入金が急増しているの財政と同じように急速に硬直化をしているのなんじやないか、そういう意味では、地方財政もるんじやないかというふうに思つますが、自治省はどういうふうに掌握していますか。

○政府委員(小林実君) 御指摘のとおりでございまして、借入金の残高がどんどんふえてきておりまして、六十二年度におきましては、何もかも合われますと、全体といたしましては六十四兆ぐらいいの借入金残高になるというふうに考えております。

○大森昭君 今統一選挙をやうでいますし、またこれからもずっと続いて統一選挙をやるんだけれども、そうすると地方財政の見方というのは、我が地方財政は赤ではないなんて言つてゐるけれども、ほとんどの地方財政というのはみんな赤に近いんじゃないの。

○政府委員(小林実君) 実質収支を見てみますと、必ずしもそういうことではございません。ただ、今度の補助率カットに伴う地方負担の影響額に対する措置といたしましては、建設地方債の増大で対応いたしますけれども、この元利償還につきましては交付税で手厚い措置をする。特にカット見合いでこの分につきましては、先ほど来お話を申し上げておりますように、交付団体分の全額につきましては建設地方債から交付税特別会計に繰り入れておられますけれども、この元利償還につきましては、こういう約束になつております。こういうことによりまして借入金の負担増による圧力を少しでも緩和することに努めておりますので、そういう点では影響は緩和される、こういうふうに考えております。

○大森昭君 さつきちょっと出ましたけれども、公共事業と非公共事業を区分して今度やつたんだというけれども、何か区分の仕方というのがあるんですか。

○政府委員(小林実君) 六十二年度の補助負担率の引き下げによる影響額といいたしましては二千百七十億ございます。

このうち経常経費の系統のものは、これは義務教育費の国庫負担金に関するものでございまして、共済長期の負担金につきまして引き下げがあるわけでございますが、この八割は交付団体分でございまして、これにつきましては地方交付税でその八割相当分を既に六十二年度の予算の中で特例加算をいたしておりますので、これは交付税の基準財政需要額に算入をいたしますので、地方団体にとりましてはこの影響はないわけです。財政措置はなされるわけでござります。

残りが投資的経費でござります。これが千八百億ございます。千八百億のうち国庫補助負担のカットによる額が千二百億、これを財源といたしまして事業の拡大を図つておりますて、それに伴いまして増大している地方負担が六百億でございます。財政措置をいたしましては、六十二年度はこの千八百億につきましては建設地方債を増発いたしまして全額これで対応するということです。

個々の地方団体にとりまして元利償還がどうなるかというのが次に問題になりますが、カット相当額の千二百億の元利償還につきましては交付税の基準財政需要額の中に一〇〇%算入をいたします。それから、事業を拡大したことによりましてふえました地方負担の六百億につきましては元利償還の八〇%を交付税の基準財政需要額の中に算入をいたすわけでございまして、個々の地方団体にとりましては事業の執行に支障を生ずるということはないというふうに考えておるわけでござります。

○大森昭君　この法案が、さつきから内需振興の見地、そしてまた公共事業費を大幅に伸ばさざるを得ないというような理由で言われているんですねが、その地方団体の負担増加分といふのは地方債で賄うと言つてゐるわけでしよう。そういうことなら、国が建設国債を増發して地方の方にはそういうしわ寄せをさせないという方法もあるだらうと思うんです。いい悪いというのは議論あるんですが、なぜそういうふうに國の方でみずから、地方に押しつけないで、建設国債などの発行といふものをしなかつたんですか。

○政府委員(斎藤次郎君)　御指摘のとおり、一つの方法として國が建設公債を増發して事業費を増大するといふ方法があることは確かにございます。ただ私どもは、既に國債残高が百五十二兆になんなんとするといふ國の財政状況のもとで、建設国債といふも元利払い負担を負うという点では特例公債と相違はないので、建設国債による利払い費が相当な重圧となつてゐる現在の國の財政状況を考えますと、その増發については厳に慎重であるべきでないかという考えに立つておるわけをございます。

○大森昭君　よく私もわかりませんが、新聞記事によりますと、とにかく地方財政の硬直化も非常に進んでいるんですね。國と比べれば國の方がもつと硬直化しているだけれども、そういう状況があり、それから地方制度調査会だとか地方財政審議会の答申なんかが出していることから見ても、余りこういう地方に負担をかけるといふことはよくないということになつてゐるんでしよう。だから、それはわかるが、大蔵省が言うように、自らのところで今國の財政もあれだから、多少は地方財政法に違反しようが何とか審議会がいろいろ言おうが、もう構わないから押しつけちゃえといふのは、附帯決議もへちまもあつたものじやない

という調子だよ。大体、覚書きもへちまもない、構わない、やつちまえというのは、やり方がよくなつて、いよ。

終始一貫大蔵省が悪いとは言わぬけれども、明らかにこの法案を見て、いますと、やっぱり地方財政法の一条、二条にうたわれていることから見て、も、それから審議会だと調査会でもって出して、いるこの答申を見ても、あなたが言うようにやれぱできるのに、できないというなら別ですが、あなたたがつて今、方法としては、いやそういう方法もあるんですと言つていてやらないんだから、あたうが、そういう方法がとれないというなら別だけれども、とれるんですけどもやらなかつたというのだから相当大したものだ。

こういうことというのは地方財政を預かつているところもなかなか大変ですからねといふようなことを議論していくもあれなんですが、ちょっと委員長、済みませんが、もともとこれは私は反対の立場で議論して、いますから幾らでも材料はあるんですけども、時間が制約されていますから、最初の問題点、各党共通のやつが実はあるものですから、これは十二時から休憩になるんでしようけれども、その前にちょっと関係者の皆さん方お集まり願つて、その取り扱いだけ決めていただければいいのじやないか。ただ、全会一致のこの附帯決議なものですから、ちょっと私がやむを得なかろうといつて議事を進めるのも大変よくないのじやないかと思つて、どうでしようか、委員長の裁断を仰ぎます。

○委員長(鈴木和美君) 午後の再開を午後一時にしておりますので、大森委員の質問時間五十六分までござりますので、時間を保留にしましてこのまま休憩に入りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木和美君) それでは、午後一時まで休憩することにいたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時二分開会

○委員長(鈴木和美君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○大森昭君 先ほどの特別委員会の附帯決議の問題であります。発言中ちょっと時間違いがありますので、全会一致じゃないようありましたので、まず訂正をさせていただきます。

それから、やりとりもあつたわけであります。政府の見解も聞きましたけれども、日本社会党、護憲共同といたしましては、いずれにいたしましても今回の法案については国会の審議あるいは政府内部の覚書等に照らしてまことに遺憾であるという見解であります。それぞれ各党の立場で御発言があろうかと思いますが、そういう意見の表明をいたしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○三木忠雄君 まず最初に補助金カット法と、それに引き続いて住宅金融公庫法、五十分ばかりですから、何点か問題点を絞つて質問したいと思います。

自治省と大蔵省、ちょっと一言だけ聞いておきたいんですねけれども、数字的に一千八百億が地方負担になると言いましたね。

それで、不交付団体に対する財政措置、これはどういうふうな考え方を持つて対応するようになつてあるのか、それだけちょっと聞いておきたいと思います。

○政府委員(小林実君) 先ほど投資的経費の影響額千八百億ということでございまして、御答弁したことよりでございまして、六十二年度の場合でい

いますと、これは交付、不交付を問わず地方債で対応するわけでございまして、全額地方債を増發いたしまして、事業の執行につきましてはそれに充てるということになります。

○三木忠雄君 わかりました。そつすると、交付、不交付にかかわらず全額見るということですね。

○政府委員(小林寅君) 地方債をそれだけ増發するということをございます。

○三木忠雄君 大森委員の質問で、私同感などころがあるんです。補助金等に関する特別委員会で議論をやつてきて、出先で、補助金を通すときにも、いろいろ附帯決議は私ども見たんすけれども、大筋いいだらうという見方をして附帯決議に了解をしたんです。私も了解した方の一人ですけれども、これ議論しておつても、「根本的に変更」という問題を大蔵省に責めてみても私も始まらないと思つておりますが、本来から言えは、こういうやり方はとるべき姿ではないだらう、こういう考え方を私は持つてゐるんです。したがつて、「国と地方の財政関係を根本的に変更」というこの「根本的」の見解のとり方によつていろいろな玉虫色のために恐らく附帯決議を当事者はやつただらうと思うんです。だから、附帯決議をやつた当事者を参考人に呼んでみても今さら始まらないことありますから、こういうふうな措置をなるべくとらないような方向で、後で建設国債等の問題について私も伺いたいと思つておりますけれども、やはりもう少し大蔵省が内需振興、円高不況という対応から考えた場合にどうしなければならないか、あるいは中間でまた大型補正を組まなきやならないという声も、経済界からも、あらゆるところから上がつてきているわけです。そういうふうなこそくなやり方を続けただけで、建設省あるいは国土庁いろいろ一部を詰めながらこういふやうなり方でその場をしのいでいいのかどうかといふことが私は非常に疑問なんです。したがつて、こういうやり方はもう今後続けるべきで、大蔵大臣になつたつもりで、ういうふうな方向で、大蔵大臣になつたつもりで、

ひとつあなたの見解を伺つておきたいんです。
○政府委員(斎藤次郎君) 昨年の予算編成におきましては、いろいろな議論を途中いたしまして、大変苦しい選択をしたわけでございます。

今後の公共事業の執行ないしは来年度の予算編成においての公共事業費の扱いについてはまだこれから検討課題でございます。ただいま三木先生のおつやつたことをよく念頭に置きまして、私としても一生懸命やつていきたいと考えております。

○三木忠雄君 じゃ、結構です。

そこで、大蔵大臣、自治大臣いませんので、建設大臣と国土府長官はこのカット法案に対してどういうふうなお考えを持っておられるか、これをちよつと伺つておきたい。

○国務大臣(天野光晴君) 余り結構な内容の法律案であるとは考えておりません。でき上がるまでにはいろいろ党内あるいは閣内においても異論はあつたのですが、詰まるところ緊急避難ではないかということなんですから、一応自今こういうことはないということを前提条件に了承した次第でございます。

○國務大臣(綿貫民輔君) 建設大臣と全く同じでございます。

○三木忠雄君 こういう問題をその場のぎでやるというやり方は、窮屈の策がいろいろあつて、政府・与党としてもいろいろつらいところがあつたし、予算をカットという問題、それから建設国債も発行できないわゆる公債制度の問題、いろんな問題点があつて、いろんなことはあつたけれども、思ひますけれども、ここ円高不況の中ではやはり上がつてきているわけです。そういうふうなことを見通したときに、果たしてこういふうなこそくなやり方を続けただけで、建設省に議論して、やるべきことはしつかりやるという形にしませんと、ただ数字的に一千億ですか、後で数字細かく聞いてみたいと思うけれども、一千億国費削ったが仕事量はふえるといつても、それが果たして円高不況対策に実際になるのか、公共

事業の拡大になるのかどうかということをもう一遍やつぱり見直さなければいけないと思うんです。

建設大臣はなかなか言いづらいところだらうと思つけれども、常に言い張つておられるところのいろいろな問題があつうと思ひますけれども、やはりこの補助金カット法に見られるようやけ方で公共事業の拡大ということはいい措置ではない。重ねて建設大臣……。

○国務大臣(天野光晴君) 申し上げましたように、この法律案の出し方についてはいいとは思つておりませんが、これが最後だというものだから、緊急避難的な、やむを得ないと一応了承したわけでございますが、自今はこういうことのないよう努めをいたしたいと思っております。

○三木忠雄君 私たちもそういう考え方のもとに、緊急避難的だという立場で、日切れ法律的な扱いをして、景気の悪いときに何とか景気刺激をしながらならない、内需振興しなきやならないといふ立場で、政治的な判断で、反対は反対でありますけれども、この問題は処理しようという考え方には立つたわけです。したがつて、その問題に入る前に、この暫定予算に盛り込まれておるところの公共事業費の規模は大体どのくらいになつたんだとか。きょうの閣議で決つたんですか。

○国務大臣(天野光晴君) 公共事業を一兆八千億余という大体の話合いはできておりますが、建設省の扱うところは一兆三千億ぐらいだと思いますが、できることなら財投も含めて、まあ五十年間の暫定予算ですから約二月と見ておるんですが、それが、その間のつなぎとして一応は格好つくのじやないかというような感じをいたしております。

○三木忠雄君 これは大蔵大臣おつた方がいいんですが、暫定予算組んだらこうだあだとか、いろいろ意見がいつも分かれどころでありますけれども、新しい政策についてはいろいろ暫定予算組まぬとかなんとか言つてしまつたけれども、実際に今回暫定予算を組んだ、こういうやり方についてのうも新聞でいろいろ議論は分かれていますけれども、私たちは良識的に、不況対策あるいは公共事業の支出等においては、やらなきやいけないものは、これは反対賛成という立場ではないし、景気刺激の立場からやらなきやいけないという立場で踏み切つておるわけです。したがつて、こちらの問題を含めてどういう考え方か。

○国務大臣(天野光晴君) 実は昨年度の補正予算のときに私それをやつたんですが、把握できれば、できるだけ傾斜配分をする。要するに、円高のために不況をこうむつておる地域に対してできるだけ重点的に配分をしたいという考え方で補正もやりましたし、今度もそういう考え方であります。

○三木忠雄君 それで、暫定予算を組むと景気がどうだこうだといつていろいろ議論があつて、何か野党が予算を上げないから全部だめだと、こういうふうな言い方でいろいろ意見を言つてゐるわけです。しかし、暫定予算の中に一兆八千億余のときにはそれをやつたんですが、把握できれば、できるだけ傾斜配分をする。要するに、円高のために不況をこうむつておる地域に対してできるだけ重点的に配分をしたいという考え方で補正もやりましたし、今度もそういう考え方であります。

○三木忠雄君 それで、暫定予算を組むと景気がどうだこうだといつていろいろ議論があつて、何か野党が予算を上げないから全部だめだと、こういうふうな言い方でいろいろ意見を言つてゐるわけです。しかし、暫定予算の中に一兆八千億余のときにはそれをやつたんですが、把握できれば、できるだけ傾斜配分をする。要するに、円高のために不況をこうむつておる地域に対してできるだけ重点的に配分をしたいという考え方で補正もやりましたし、今度もそういう考え方であります。

大きなアラスになるように事務当局としてうまい配分をやつてもらいたいと思うんですけれども、この点について事務当局の考え方伺います。

○政府委員(高橋進君) 大臣の気持ちもそういうことでございますので、そういう趣旨のもとで事務的にもフォローしたいと思つております。

○三木忠雄君 それで、きのうきょうの新聞で官房長官が、衆議院の予算が通った段階で内需拡大のための総合経済対策を打ち出したい、あるいは二段階でやりたいというような話をいろいろ出しております。総理が二十九日から訪米するというような予定もある、円高のこういうわけで、けさもいろいろ報道されおりましたけれども、私は円高のいろんな状況を毎朝見ているんですけども、百五十円を割つて円高がさらに進むような方向は、これはG7、G5いろいろな話があつても、基調としてはやはりそういう円高基調というのはさらには進むのじやないかというのを私の友人、いろいろシカゴ、ニューヨーク等にいる人たちからも話を聞いています。こうなると、やっぱり総合経済対策の中で内需振興をしっかりとやれといふ風圧というのはまさに強くなつてくると思うんです。これはいつごろ出すかということは、政府内で経企庁長官がいろいろ準備をしているんでしようけれども、建設省としては大体どういう方向で総合経済対策の中の中身を考えていくのか、いつごろ考え、どういうふうな方向でまとめようとしているのか、その点について。

○政府委員(高橋進君) 新聞にあいつた報道ございますが、実は経企庁とも事務的にはどういう状況かというふうなことも聞いておるところでございます。ただ、現段階ではまだ正直言いまして、それはつきりした内容が決まつてゐる段階ではございません。あるいは経企庁の内部ではそれなりにいろいろ検討をしておると思いますが、まだ各省との間でどうこうという段階にはなつております。

ただ、私もどいたしましても、公共事業の相当部分を受け持つておる役所でございますので、

当然公共事業の前倒し執行ということは一つ大きな柱となると思いますし、また住宅建設の促進ということも担当しておりますので、そういうことが項目としては上がつてくると思います。ただ、具体的に今の段階でどうこうということはまだ詰まつております。

○国務大臣(天野光晴君) 過去の例で言いますと、本予算が通つてからというのが総合対策は例になつてゐるようです。しかし、ことしの場合は異常な状態でもござりますし、総合経済対策を先に発表したって文句はないんじやないかと、私はそう考えておるんです。そういう意味で、できるだけ近いうちに要望をしようと思つております。

なかなか、細切れみたいな格好で予算を使い始めますと、効果というものは余り大きく出ないんじゃないかと考へておるんです。そういう意味で、できるだけ近いうちに要望をしようと思つております。

なにかと申しますと、効果というものは余り大きく出ないんじやないかと考へておるんです。本来なら今年度の場合、こういうことを申し上げてどうかと思うんですが、私の個人的な考え方でいくと、予算が通れば一〇〇%前倒しをするという主張をしておったわけあります。ところが、その中から暫定予算を組むために約一兆円近くの金を先に使うことになるのですが、後の問題についても、できるだけ多く出してしまふと、これは禁句になります。去年度の場合も年度当初予算プラス三兆六千億という補正をしたのは去年の実績でありますから、殊に長期支払いになりますし、六十年といふ歳であります。ところが、その中から暫定予算を組むために約一兆円近くの金を先に使うことになりますが、後年の問題についても、できるだけ多く出してしまふと、これは禁句になります。去年度の場合も年度当初予算プラス三兆六千億という補正をしたのは去年の実績でありますから、その実績のないときは別ですか、ことしの場合は去年よりも深刻になつておるんですけども、そういう観点から今審議中の予算を見れば、組まなければいけないのじやないかと今考えております。その程度です。

○三木忠雄君 これからいろいろ出るのでしょうかけれども、最終的にはこれは建設省が一番ある部分では大きな問題になると思います。

それで、前倒し発注、建設大臣はきょうは大体

いう話があるんですけども、これはまだ全然詰まっていないんですか。

○国務大臣(天野光晴君) まだ詰まつております。話も大蔵省とはしておりません。ただ、閣議の席上で私申し上げていたことは事実であります。

○三木忠雄君 いずれにしても今回のこの予算だけで、公共事業をこの程度で果たして景気刺激効果が上がるかどうかとなると、今も大臣がおつしゃつたように、やっぱり大型補正を組まさるを得ないんじやないか。予算が通る前に補正の話をすると、建设大臣はどうかと思うんですけども、そのときには、今回は補助金のカット法でけれども、やはり建設国債に頼らざるを得ないではないか、こういうような問題点も出てくると思うんです。建設大臣として、これは個人的な見解でいいですよ。建設国債に対する考え方は、建設大臣どうお考えになつていますか。

○国務大臣(天野光晴君) 赤字国債と違うんですから、殊に長期支払いになりますし、六十年といふ長いものでもありますし、これはもう大蔵省と私の方は完全考え方の基本が違つております。公共事業をやる、それは子孫の代まで有効に使えるものをつくるわけでございますから、そういう点で、今のやつたものだけ全部負担しなきやならないという考え方ではちよつと窮屈ではないか。孫の代まで少しぐらい残つても、一日も早くやつぱりやるべきものはやつた方が効果的にいいのではないかという考え方でありますから、私たちには建設国債を出すべきだと主張はいたしませんが、これだけのものをやるという必要性を感じた場合において財源が困るのなら、それしかないとしかいひようか。

○三木忠雄君 国土庁長官も含めて、閣議で一生懸命やつてもらいたいと思うんです。

それで、財政再建路線の中曾根内閣の中の閣僚として言いづらい問題があるのは、僕は十分わからぬだけのものをやるという必要性を感じた場合において財源が困るのなら、それしかないとしかいひようか。

○三木忠雄君 これからいろいろ出るのでしょうかけれども、最終的にはこれは建設省が一番ある部

るだらうと思うんです。

したがつて、こちらの問題点がやはり手おくれになると、幾らちよびりちよびりやつてみたつて景気刺激にならない。やるときははつきり理解を求めて、やっぱり思い切つたことをやるという形にしなければ、中途半端なことばかりをやつてきました。それで、言葉は悪いかも知れなければ、官僚もいる範囲内でやつてあるのじや役所の人もかわいそろいろいい恵みを持っていますから、テクニックで何かいびり出して、知恵を絞りながら与えられたり建設国債に頼らざるを得ないではないか、こういう点で、やっぱり財政再建路線の中曾根内閣の看板かえた方がいいと思うんですね。そこらの問題を一時凍結するのときなんですから。これはまだ官邸筋は中に閉じこもつているから余り不景気さはわからないんだ。石炭地域などがあるのは造船の地域だとか、不況対策は大変な問題だと僕は思うんです。こういう点について、やっぱり閣内で思い切つた発言を当事者としてやるべきじゃないか、こう勧めておきたいんですけども、いかがですか。

○国務大臣(天野光晴君) どうもけしかけられるような格好で、それ以上やつてあるつもりなんです、側から見ればやっぱりよく見えなもんなんです、側から見ればやっぱりよく見えないのかかもしれません。特に、私中曾根派ですから、より一層やっぱり頑張らなきやいけないと思つております。

○三木忠雄君 これは水かけ論ですからあれでけれども、本当にやはり景気刺激の問題は内需振興、特に建設省や国土庁というの、地盤対策も含めて非常に大きな問題があります。住宅対策といつても、やはり土地の問題ですね。こういう問題等も含めて、やはり内需振興のための大きな目標をしっかりとつけてやらなきやいけないし、このやり方についてもやはり手がたくやつてもらいませんと、一挙に予算はつけたけれども何か問題等も含めて、やはり内需振興のための大きな目標をとつても、型枠をつくる人間がもういなくなつてきた、三十万、四十万でも引っ張り合ひだ、こういうふうな状況もあるわけですから、やはり

として不可能でございます。そういうことで、毎年、例えば駅前であるとか商業地であるとか、あるいは人気倍率の非常に高かったものとか、そういう物件を選びまして、この一万二千件の調査の中で投資的な調査を進めて不正の発見とその是正のための措置をやってまいりたいと思つておると

ンの場合でございまして、西戸山のタワー・ホウムズのような市街地再開発貸し付けにつきましては、土地の合理的な利用とかあるいは災害の防止であるとか、そういうところに配慮してできるものでございますので、金利は一般よりも高くするかわりに譲渡価格制限の方は幾らか緩和するという

がいいんじゃないかという感じを受けるんですね。これは建設大臣の所感で結構ですよ。

○國務大臣(天野光晴君) その問題、よく検討してみます。先生の御趣旨よくわかりますから、実務的にどう措置すればいいのか、十分検討をいたしてみたいと思います。

金利の決め方の基本といたしまして、まず財投金利に基づいて、その財投金利の変動幅に応じて相応の決め方をしていくわけであります。が、財投金利が上がつていった場合につきましては、法定でもつて財投金利の上げ幅がどんどんどこに上がりつても五・五%と上方の青天井を禁止して低金利を

○三木忠雄君 この間朝日新聞に載つております

いいと思うんですよ。やっぱりこれは疑問投げかな

その見返りといつてはなんでありますけれども、

た「疑問点多い国の住宅政策」という中で、六千万円もの高額物件になぜ財政援助をしなきやならないかという疑問が投げかけられているわけです。これは、いろいろ皆さん方理由を言えば、理由はあると思うんです。西戸山のタワー・ホウムズのマンションです。民間業者ある人から言わせれば、これは笑い物になつてゐるんですね。こんな融資をとにかくやってくれ使つてくれと、住宅金融公庫のマンション融資がこういうふうな感じになつていると言う。片一方では入りたい人が入れない

○三木忠雄君　事情を聞けばわかるけれども、六千万、八千万のマンションを買う人に住宅金融公庫の融資をしなきやならないかということをちょっと僕も疑問に思っていますよ。住宅政策上から言えども、あるいは余り借りないんだつたら利子補給までして住宅金融公庫の融資をやる必要ないんじゃないかという感じも私は一面持つんですか。

○参考人(吉澤重介君) 利子補給のことになりますと、今の再開発の方は金利が高いわけで、した

けられるるというのは、まあ今回の金融公庫法でいろいろな苦労をされて建設省がやっていることは、僕はもう了解しているんです。だから贅成なんですが、それけれども、やっぱり部分的にこういう問題点があるといふのは、いろいろ仕事にはいろいろな問題点があると思いますけれども、もう少し国民が納得するような姿に住宅金融公庫の融資は一方がいいんじやないかという点を考えるのでつけ加えて言っておきたいと思います。それからもう一つ、募集期間の問題です。非常

その反対の措置としまして、下方に安くなくていい場合につきましては完全運動ではなくして、何らかのルールをもって設定する。そのルールといつしましてとりましたのが財投金利変動幅の六割をもつて公庫の金利を下げる。この六割のルールというのは、一般の民間金融機関が使っておりまして長プラが変動した場合のその変動幅の六割をもつて住宅ローンの金利を民間金融機関は設定しているという事情もありまして、今回私どもは六割をとらしていただいたわけであります、この

がつで利子補給の対象としているのは先ほど申し上げました四千万円程度までということにしておるわけでござります。

○三木忠雄君 建設大臣、これは質問の通告もなしだけれども、ちょっと所感を伺いたいんです。

に努力されて、百日から六十一年度は募集期間を長くしているんですけれども、これはことしも、のような募集要項でござりますか。

六割という措置は前回それから前々回の財投金利変動に伴う公庫金利改定の際につきましても同様に使つたルールであります。今回その六割を使いまして、さらに内需振興の観点を入れまして四・七と、こうしたわけであります。

借りられるわけですね。だから、住宅金融公庫を使つてもらわなきゃ次は何か貢さないぞとかなんとかいう話があるのかどうか、そこらは知りませんけれども、こう「う」と言っているのじゃ、ちよつと住宅金融公庫の融資も、私は余り合点のいかないよつた融資だと思うんです。この点につ

利子補給全体に住宅金融公庫のいろんな経営収支の問題、これは決算委員会じゃないから、僕は質問する考え方を持っていませんけれども、公庫融資の問題がちょっと僕は合点のいかないような問題に感するんです。これらの問題、データをちょっともらつたんですけども、特に一般住宅

けれども、大体昨年並みといいますか、ぐらいくにしたいというふうには考えております。

○三木忠雄君　これは事務局で結構ですけれども、大蔵省と建設省と詰めたときに、○・八五が〇・五五に変わりましたね。これはやっぱり大蔵省から利子補給の関係でいろいろ詰められたのだと

また一方、御指摘の中に補給金の御指摘がございましたが、確かに背景としてはございます。現在補給金が三千四百三十三億をこのところ計上しておりますし、六十二年度の末で補給金の特別損失額の繰り延べの累計が四千五百億円に達するような状況でござります。こういう非常に厳しい情

○参考人(吉澤奎介君) 先生御指摘のように、六
千万というような大きな金額のものに対する融資
も行つたわけでございますが、譲渡金額の高いも
のに対してもは融資しないというようなことで、私
ども譲渡価格制限と呼んでおりますけれども、一
応そういうことをやつております。

の力は五十九年、六十年、少し減りかけているわけです。ところが、マンションの方はやっぱり相当ふえてるわけです。こちらの問題について、やっぱり分譲マンションだって東京でそんなに土地があり余ってマンション用地があるわけじゃないし、今もうマンション業者だって確かに都内でマンションをつくろうたって土地がないんです

○政府委員(片山正夫君) 今までどういうふうになつたんですか。
○政府委員(片山正夫君) 今回の財投金利の貸出金利が〇・八五下がりまして三月七日から適用されまして、これに基づきまして住宅金融公庫の全利を新たに改定をしたわけであります。御指摘にもありましたように、下げ幅としましては五・

勢もありますので、そういうのを背景として、ルールとしては先ほど御説明したようなルールをもつて決めさせていただいた、こういうことでございます。

○三木忠雄君 これは予想でしようが、〇・八五から〇・五五にしたために、これの金利差と住宅着戸数とを合わせた場合にどれぐらいの金利差

それで、一般的に申しますと、東京都では四千万円というのを一応上限に考えているわけでござります。ただ、これは通常の住宅、通常のマンション

よ。だから、再開発で六千万に融資をするという理由もいろいろわからぬわけではないけれども、これらの問題はやっぱりもう少しすつきりした方

二五を四・七に〇・五五下げて、完全連動はしておりません。

からのかや出るんですか。

に伴つて補給金の金額にどのような差を生じるか、こういう御質問だと存じますけれども、この補給金の金額そのものは、その貸付条件あるいは周辺状況、いろいろの要件でもって大変変化するものでありますので、一概に正確な推計というのはできかねますけれども、一応現在の貸し付けの条件、戸数、そういうものを含めまして推定しますれば、平年度ベースで約百億の効果が出ます。

○三木忠雄君 個人住宅の建設資金の利用の配分、六十から百二十平米までは五五% こういう率で、百二十以下が半分以上占めているわけですね。したがつて、〇・八五ぐらいにしてあげればもう少しこの人たちは借りられやすいのじやないか。六十二年はどうなるかわかりませんよ。六十二年の実績でそれらしいの金利幅で着工件数がふえるかどうかといふのは、これはなかなかいろいろ問題点もあると思いますけれども、利子補給金だとう形だけでこういう〇・八五を〇・五五にしたという、結局四・七になつたわけでありますけれども、この百二十以上のところは金利幅から考えますと——きょう決まつたんですか、これは朝、この金利のあれは。

○政府委員(片山正夫君) 基本の金利口を五・二五から四・七にいたしまして、中間金利口は五六五を五・〇、それから財投並み金利は六・一五が五・三、こうしたことになるわけでございます。

それから、時期につきましては、一月九日から受け付けをしておりますものに適用をすべく、現在政令の準備中でございます。

○三木忠雄君 そうすると、六十一年の四半期からの方は全部適用されるということですね。

それから、もう一つ伺つておきたいんですねども、内需振興と言えば住宅建設になるんですけども、住宅減税の問題ですね。先ほど一井先生の質問のときにもありましたけれども、住宅控除の三年を五年にした。住宅減税の問題、建設大臣、これは私感じですけど、アメリカやカナダなんかはローンに対する減税政策もやつてあるわけで、日本の住宅減税の問題、この程度でいいのかとい

う感じを受けるんです。やはり持ち家制度を推進するとか優良なストックの形成というものから考えた場合に、住宅減税の問題はもう一步踏み込んだ方がいいんじやないか、こういう考え方を持っています。これは事務当局でもいいです。

○政府委員(片山正夫君) 住宅減税で現在日本でとつている制度は、税額控除方式であります。アメリカでとつておりますのは所得控除方式であります。この場合の方式として一番大きな違いと申しますのは、所得控除方式をとりました場合は、所得の高位のものの限界税率が高くなりますために所得の高い方々に大変有利に働くという、こういう性格がござります。しかしながら、住宅に対する何らかの助成、これは財政からの助成でも、また住宅減税という方式による助成であります。基本は国民が良質の住宅を手にするために負担能力の軽減という観点から行つてあるわけでありますので、そういう逆進性の高い制度というのではやはり現在の我が国においてはなしにくいのではないかといふのは、もう庶民感情として私は思ひます。

それから、時間がありませんので、リフォームの問題先ほども伺つておりましたけれども、リフォームの現状、それから将来建設省としてリフォーム産業をどういうふうに育てていくのか、その点についてもう一度伺つておきたい。

○政府委員(片山正夫君) 一般的にリフォームと申しますと、その中身として考えられますのが、まず増築、改築、それから修繕あるいは設備の更新、こういうものが一般的にリフォームの内容とされております。

このリフォームに関する全体的な統計というの六十二年度の税制で控除期間を三年から五年と広げまして、これは個人一人にとってみれば約一・七倍の効果になるわけなんですから、かなりの大幅な減税だと私もは考えております。しかしながら、国全体として見た場合は、平年度ベースに直しまして、今回の三年を五年とも一つ中古住宅を購入しましたときの残債務の償還割賦金、これも税額控除の対象に今度することになりましたから、国全体としては、先ほどの一・七倍よりももう少し大きい金額の減税幅になるんですけども、これを平年度ベースに直しましたときに、国として徴する国税とそれから住宅税総括との比率を比べましたとき、現在は〇・三と言われておりますけれども、これがおむね平年度ベースになつたときに〇・六ぐらいになつてくる、こういう状況であります。

そうしますと、アメリカはこれが四・九と非常に高い数字になつております、ヨーロッパ系でも大体一%を超えていて、一・数%ぐらいからもう少し高いところに位している。こうしたことありますので、国全体としてはまだ欧米諸国に比べれば十分ではないのかと私どもは考えておるわけであります。

これが今度どのようになつていくかという考え方でありますけれども、まず一つとしましては、方でありますけれども、まず一つとしましては、四十年代に大量に住宅が建設された経緯があります。このときの住宅は現在のものに比べますとやはり質が大変悪い、こういう状況でございまして、これが今後、築後十年から二十年を迎えるに当たりましていろいろと手を加えなければいけない、こういう事態がやつてくるというふうに言われております。

それから、もう一点、住宅に対しますニーズが大内容が高度化してきました。従来の住宅に対するニーズは、規模を満足すればいい、こういうところからだんだん住宅の性能そのものが議論され能が高いため、あるいは冷暖房設備が整つてあるいはシステムキッチンも導入されてくる、こういうような質に關しますニーズが大変高まつてきおりまして、これはもつともっと高まつてくると私どもは考えております。

現在、増改築計画を持つておられる方々の世帯の三分の一以上の方々はリフォームしたい、こんなような内容でございますので、今後はますます需要も高まつてくると思つておりますので、そういう点に関しましては、よりニーズにこたえられますようにいろいろな行政指導をやつてまいりたいと思つております。

○三木忠雄君 最後に、住宅改良の資金の融資の問題一步前進を今回の法案でもしてありますけれども、五十九年、六十年の実績を見ると、五十六年から五十七年、五十八年はある程度住宅改良資金の需要があるんですけども、五十九年、六十年、少しずつ落ち込みかかっているわけです。したがつて、この住宅改良資金の融資の問題等も含めて、何かもつと魅力のあるような、もう少し使いやすいような、やっぱりリフォームと合わせた何かいろいろな用途がもう少し改善されてもいいの

じやないかという点を私は思うんですけれども、この点についてのお考えはどうですか。

○政府委員(片山正夫君) 公庫融資の中身を見ますと、確かに六十年度でもつてかなり戸数が減りまして約五万戸の実績で、当初の事業計画七万三千をかなり下回ったところであります。

このことは、改良という行為はかなり金利感応度が高いのではないか。つまり、現在少しは不便をしているけれども、絶対困る問題ではない。そうすると、改良するいい時期をつかまえてしまふというのが非常に強いわけで、金利感応度が高いと言われております。近ごろ、逆に金利の先安感がずっと叫ばれておりますために、そういうようなこともありましてちょっと下がったのではない。

先ほどリフォームの需要が強いとは申しながら、若干公庫融資の面で見ますと下がったのではないか、こう考へるわけであります。

しかししながら、六十一年度の予想でありますけれども、なかなか好調でございまして、見込みとしましては六万五千戸ぐらいが出るのではないか、こういうふうに考へているわけであります。

御指摘のように、中身を魅力あるものに豊富にすべきであるということはもともとございまして、今回も制度改善としましては、まず貸付限度額を三十万、改良につきましても引き上げました。

また、償還期間につきましても、十年物のメニューに新たに二十年物のメニューも加え、消費者にどちらか使いやすい方を選好していただく。この十年から二十年に償還期間を延ばしましたことによりまして、毎月の負担は約四割も軽減される、こういうようなことでございます。

今後とも、こういう改良ができるだけしやすくなるように、例えば手続に対する簡素化の問題、あるいは無担保の金額を引き上げる、これは今二百五十万か二百万に引き上げたところでございますけれども、そういうことも図るなど促進方に努めてまいりたいと思います。

○上田耕一郎君 議題となつております砂防法等の一部改正案と水源地域対策特別措置法の一部改

正案、これは三年連続で公共事業関係の補助率のカットをさらに重くしようという内容で、我々はもちろん強く反対します。何よりも地方自治体に對して負担を押しつけることになります。地方自

治体はこの補助金カットで補助金は削減されるし新規事業も押しつけられるという二重の影響を受けるわけで、結果的に財政難の地方自治体の中には補助事業を返上せざるを得ないというところさえ生まれているわけで、地域経済にも皆さん方の説明と違つて悪影響を与えることになると思ひます。

特に、午前中も問題になりましたけれども、六年予算編成時、三年間の暫定措置とした大蔵省・自治省の覚書にも反している。それから補助金問題の特別委員会の国会決議にも反しておる。共産党は、国会決議にはこの暫定措置を前提とした決議でしたので賛成しません。そういう前提としたものにさえ反しているという点では、これは国会軽視にも通ずるので重大な内容を持つてゐると思ひます。

なお、我々強く指摘せざるを得ないのは、こういう重要な法案が日切れ法案並みに扱われているという問題、これは昨年は参議院では特別委員会をつくって、総理質疑、参考人質疑を含めて審議を七日間やつたんですね。今度は、衆議院も参議院も一日ですよ。一日の中も、住宅金融公庫法とともに見通し、極めて短時間でしよう。こういう問題の多い扱いを決めたのは、三月十七日の自民・社会・公明・民社・社民連五党の幹事長・書記長会談だったわけです。こういう共産党を除外した話し合いで重要な法案を日切れ法案並みに扱う、国会何のためにあるのかということを言わざるを得ませんし、議会の審議権をみずから弱めてしまうという自殺行為にさえ通ずると思ひます。建設大臣は、この問題についてどうお考へですか。

○國務大臣(天野光晴君) 実は、御承知のように今国会、異常な国会だと申し上げて差し支えないと思うのであります。そこへ来て、要するに経済

状態がこれも異常に悪くなりつつあるんではないか。特に失業者が急増する状態になつてきた。私たちはことしの秋口あたりに円高の影響による失業者が多くなるのじゃないかと思っておつたところが、あにはからんや、恐らく五月ころから急増するのではないかと言われているような状況の中

にあって、日切れ法案ではなくてもこの法律案を拡大に寄与する点が非常に大きいという点で、私は執行機関の立場でこれはぜひやってほしいといふ要請もいたしました。これに関しまして、野党三党の理解ある御協力によってこれが実現したと私はそう理解しております。これも例年並みにやることではなくて、本当に緊急避難的な措置として御理解を願つたものであるというふうに思ひまして、私は感謝をしておるわけでござります。

○上田耕一郎君 内需拡大に必要なのでというの

でこの補助金カットが提案されてきているわけですが、すべて公約に次々と違反を続けています。

六十年度は一年限りの措置だったんだです。

六十一年度にはそれが踏みにじられて今度は三年ということになった。ところが、この三年の暫定措置もまた今回の法案で六十二年度、三年度はさらに補助率をカットするということになつて、内需拡大、内需拡大、内需拡大、内需拡大といつて次々といふいう補助金をカットして、そのことによつて事業量をふやすというやり方をして、それが自治体に非常に大きな負担を及ぼしているわけです。

昨年、衆議院で共産党の瀬崎議員がこのことを問題にして、補助率を下げて事業量をふやすということをやつていくと、いろんな五ヵ年計画など長期計画を実際に達成しようとすると、ますますこの補助率をカットして、そうして事業量をふやすということをやらざるを得ないんじやないか

といふことをかなり詳細に計算して当時の江藤さんに詰めたことがある。江藤さんは、我が党にも方法、手段があるから大丈夫だと言われたんだが、これは去年のことですよ。ことしまだ補助率カットで事業量をふやすというやり方になつてゐるわ

けです。こうなりますと、今度六十四年度以後も、例えば五ヵ年計画達成、さまざまな長期計画達成のためにはまたもや補助率をカットしてというこ

となるでしょう。

もう御承知のように、円高は一層進んで百四十八円。百五十円切つてあるわけでしょう。これはさらにドル安・同高になるだろうというが内外ともに見通しですよ。それで、大臣言われた失業問題もますます産業空洞化で進んでいくことになると、補助率カット、カットでもつともつと進めなきやならぬということになるのじやないでしょうか。どうですか。

○國務大臣(天野光晴君) これは私が答弁する筋のものじやないと思つんですが、内閣の一員としてですが、政府当局は何らかの措置を講じて今までにもとへ戻すというような考え方を持つておるようあります。

私の方は執行機関ですから、予算を要求して、その予算をどういう格好で大蔵省で算段しようとも、大蔵省でその必要な資金は出すべきだというような考え方方に立つて仕事をしておるわけですが、今の異常な経済状況下においての処置としては、朝令暮改的に去年約束したのをすぐ破るなんといふようなことは甚だこれは申しわけございませんことでございまして、私たちにはこれを十分以上に中では突いたつもりであります。しかし、朝令暮改的に去年約束したのをすぐ破るないういう結果になつたことはやはり一蓮託生だと思います。この点は本当に遺憾だと思つておりますが、今の先生の御質問はひとつ大蔵大臣にでもしてもらわないと本当の答弁あたりできにくいくと思ひますので、この程度でひとつお許しを願いたいと思います。

○上田耕一郎君 だから、この前はちゃんと七日間やつて総理も呼んでやつてあるわけだけれども、こういうやり方をするから、あなたや国土庁長官に聞かざるを得ないということになるんで

全部世界的な機能が集積するということに相なりますと大変な過密が生じますので、それは震災その他のも考えると非常に危ないので、むしろ多極分散型の国土というものを整備すべきではないかということを言つております。それは四ページの第二バラグラフあたりに書いてござりますので、そこらを両方御勘案いただければ、大変この審議経過報告を理解するのにありがたいというふうに考えております。

す。 げは、絶対にやつてはならぬことをやつているんだということで極めて厳しい批判をされています。

日本でも昭和三十年代、四十年代は国公有地をどんどん広げたわけでしょう。それから、公有地確保法という法律までつくってやつたわけでしょう。それを中曾根内閣になつてからは民活民活ということで、やってはならないことを始めたわけですね。僕は、ほかのことでは建設大臣と意見が違う点、うんとありますけれども、この点では

は国有地払い下げについて、一、入れが悪影響を及ぼすと予想されるときは、知事が売却不適当などの意見を首相に提出。二、首相は、売却時期や他の処分方法の検討を指示し、結果の報告を求めるというような案をまとめたと、こう書かれていましたけれども、事実はどうですか。——ちょっとあなたが言わないで。長官知っているでしょう、そのぐらいのこと。あなたは責任上言えないだろうから、長官言つてくださいよ。こういう報道があつて、こういうふうに変わっちゃつた。

ですから、入れるのをその当時考えなかつたのであります。が、今日に至つて地価の暴騰を来してゐるのは國公有地であると、私はそう認めておるんです。事実そうなんです。ですから、暴騰するのなら、これを抑えるだけの手段をやつぱり政府はとるべきでないかという主張をこの間からしているわけであります。それを具体的な問題もある程度示唆しながら、政府は緊急にやることを言つておりますから、そういう点で、私もその會議の中に入りますから、できることな

けれども、長官の私的懇談会、この議論の概要を
多極分散型都市と書いてあるけれども、日本は集
中型の国家なんだから、集中の中の多極分散型だ
と本音はここに書いてある。それから、この審議
概要もあれだけ東京重視だといって批判が集まつ
たわけだから、今のようなことを言われてもだめ
なんで、四全総がどういう方向に行くか、非常に
重大な問題。

さて、もう一つ国際ビジネスセンター化、これは東京都のマイタウン構想なんかともつながるんだが、それと並んでもう一つ大事な問題は中曾根内閣の民間活力導入問題です。この民活問題というのは、これは自民党的な加藤政調会長代理も、民活、とりわけ建物の規制緩和等々、これが言われるようになってから地価高騰が始まつた氣がするということを自民党政調会長代理も認めているらしいなんです。

それで、僕は非常にこれはいい本だなと思つたのですが、岩波のブックレットで早川和男教授の本があります。この方は元建設省の建築研究所の方です。神戸大の教授で、この方は東京の地価暴騰の最大の元凶は中曾根民活だとすばりと書いてある。建設大臣、読まれましたか。この中は、あなたと同じですよ。特に国鉄用地、国有地、公有地の市場原理に基づく売り渡し、これはとんでもないことで、ヨーロッパなどの国々も都市の環境を守るために、住宅、それから公園、緑を守るために本当にみんなが国公有地を大事にしてやってきた。それを中曾根民活に基づく国公有地の民間払い下

○政府委員(田村嘉朗君) 国土利用計画法の改正案の検討をする作業の過程でいろいろ議論が交わされたわけでござります。私どももいたしましては現在、国有財産、国有地の処分等につきましては国有財産法、会計法等で厳格にその扱いが規定されているということをございまして、政府部内でも必要に応じて関係行政機関が緊密な連絡と情報交換を行うということで、適正な地価の形成が図られるような措置を講ずるということでいいのではないかかということで、先般まとまりました国土利用計画法の改正案のような措置を講ずることとしたわけでございまして、特にその過程で私どもがまとまった案を持っていたわけではございません。

だと。我々は、これは国有地、公有地を本当に住宅あるいは緑、環境のために大事にしなきゃならぬ、売り渡すのじゃなくて、もっと広げるべきだ、当然この売り渡しなどは禁止し、規制し、むしろヨーロッパの諸都市のように広げることをやらなきやならぬ、そう考えておりますけれども、建設大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(天野光晴君)　まず、国自体として、土地の暴騰しておるものに対する対策を現実の問題として決めるべきことが先決だという主張を私はしたんです。

ともかくも、今お手元にあるように、近く改正になる国土利用計画法、このもとの法律は私がついた法律でございます。その当時はまだ国公有地は、土地がこんな状態になつてないなかたもの

その点、今回の改正はおむね改善措置であり、建設省としても今後一層住宅建設のための努力を重ねてもらいたいと思うのであります。そこで、住宅建設のために、まず有効で良質な土地供給、地価対策をあわせて推進しなければなりません。優良な住宅建設と土地問題解決のための対策について、建設省と国土庁にそれをお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(牧野徹君)　ただいま先生がおっしゃいましたように、優良な住宅を建設していく、促進するためには適切な地価対策を講じながら積極的な宅地供給を図るということが必要だと私どもも考えております。

地価対策、本命としては国土庁から御答弁があらかじめ存じませんが、建設省といたしましても、

地価の形成が図られるよう配慮するものとするこ
と。」というので、配慮だけになっちゃった。国土
庁は、この改正案として当初、かなりもつと規制
を厳しくする案をつくっていたという報道なん
ですけれども、当初の案はどういう内容だったん
ですか。

まつた以上、なかなかあれでしようけれども、政策問題として、日本における国有地あるいは国鉄用地、こういうものの払い下げ問題で、国全体の国土政策と、特に東京の地価暴騰などについてあなたは先ほど原因はそこにあると言われたんだから、政策問題としてはどういうふうにすべきなんだと。我々は、これは国有地、公有地を本当に住宅あるいは緑、環境のために大事にしなきやならぬ、売り渡すのじゃなくて、もっと広げるべきだ。当然この売り渡しなどは禁止し、規制し、むしろヨーロッパの諸都市のように広げることをやらなきやならぬ、そう考えておりますけれども、建設大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(天野光晴君) まず、国自体として、土地の暴騰しておるものに対する対策を現実の問題として決めるべきことが先決だという主張を私はしたんです。

ことしは、御承知のように国連が世界各国の居住問題の改善を促進するための国際居住年の年であります。そこで、この住宅対策につきまして、最近の国内需要拡大の要請にこたえるためにも、良質な住宅ストック、また良好な住環境の形成に力を注いでいただきたいと考えるのであります。その点、今回の改正はおむね改善措置であり、建設省としても今後一層住宅建設のための努力を重ねてもらいたいと思うのであります。

そこで、住宅建設のために、まず有効で良質な土地供給、地価対策をあわせて推進しなければなりません。優良な住宅建設と土地問題解決のための対策について、建設省と国土庁にそれでお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(牧野徹君) ただいま先生がおっしゃいましたように、優良な住宅を建設していく、促進するためには適切な地価対策を講じながら積極

○上田耕一郎君 新聞報道その他で、国土庁したわけでございまして、特にその過程で私どもがまとまつた案を持っていたわけではございません。

ともかくも、今お手元にあるように、近く改正になる国土利用計画法、このもとの法律は私がつくった法律でございます。その当時はまだ國公有地は、土地がこんな状態になつていなかつたもの

的な宅地供給を図るということが必要だと私どもも考えております。

従来から、税財政上の措置なりあるいは規制緩和による再開発の促進、あるいは臨海部の埋立地の活用等を積極的に進める、あるいはさらに長期的に考えますと、それぞれ業務核都市あるいは副都心を整備して業務機能を分散するということが大事だと思っております。

そういう地価対策を講じながら、さて宅地供給対策の方でございますが、これは従来からも御説明しておりますが、公的機関による宅地供給あるいは政策金融の活用、あるいは当然関連いたしまして関連公共公益施設整備を図っているわけですが、特に今日的に申し上げますれば二つございまして、いわゆる都市計画法の線引きの見直し、あるいは開発許可基準の規模要件の引き下げによる開発適地の拡大をする。さらには適地を拡大した上で、二つ目には、今度はコストを下げるという意味で宅地開発指導要綱の行き過ぎ是正なりあるいは開発許可基準の規制要件の引き下げによる開発適地の拡大をする。さらには適地を拡大した上で、二つ目には、今度はコストを下げる

○政府委員(田村嘉朗君) 土地対策について申し上げます。私どもは、基本的には旺盛な事務所需要に対応するための事務所用地の供給対策、それから投機的な取引の抑制ということを柱とする施策を実施しているところでございます。先般、地価対策関係閣僚会議が開かれまして、そこで確認されるのは申し合わせられた事項を御紹介申し上げますと、一つは土地取引規制の強化、それから二番目に、国等が土地売買等の契約を締結する場合にいろいろ適正な地価の形成を図るために配慮するべき措置、それから三番目に、投機的な土地取引抑制に関する土地税制の改善、それから土地関連融資の適正化というような事項につきまして、先ほど申し上げたように、先般申し合わせあるいは確認がなされたところでございます。

特に、土地取引規制の強化につきましては、国土利用計画法の改正案を国会に提出させていたただいたところでございますし、また土地税制につきましては、二年間の超短期保有の土地の譲渡益に

関する超課制度の充実等につきまして国会の御審議をお願いしているところでございます。こういった施策を中心に関連して今後とも強力な地価対策を進めてまいりたいと思っております。

○山田勇君 国有地売却問題を含めて建設大臣から御答弁をいただきたいと思っていましたが、今、上田委員からの方の質疑に対して建設大臣、勇気ある前向きの御答弁をいただきましたので、重複を避けるために御答弁はいたしません。

次に、この補助金カットに関する質問に移りますが、政府は六十二年度におきまして、再三にわたって補助金のカットを行うこととしておりますが、新たに公共事業の補助率カットが正式に決定されるまで、事業実施官庁としての建設省はどのように対応してこられたのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○政府委員(高橋進君) 基本的に、昭和六十二年度の予算編成過程におきまして私ども計画的な社会資本整備の推進が必要であるということが基本上にございますが、同時に、従来から御答弁しておりますように、予想もできなかつた急激な円高による不況に対するために、公共事業費の確保、拡大による内需拡大を図ることは、これは大きな課題であつたわけでございます。

この補助率カット法の政府部内での案を策定する経過いたしましては、確かにいろいろな議論がございましたけれども、やはりそういった意味で公共事業費の確保、拡大を図るために、財政投融资資金の活用とか民間活力の活用といったことがございましたけれども、やはりそういった意味で公的事業費の確保、拡大のために、財政投融资資金の活用とか民間活力の活用といったことなどがございましたけれども、やはりそういった意味で公的事業費の確保、拡大を図るために、財政投融资資金の活用とか民間活力の活用といったこと

地域振興を図る上でこれは支障ないとお考えになつておられますか。

○政府委員(清水達雄君) 國土庁が所管しておりますのは、水源地域対策特別措置法に基づく事業、それから離島振興法に基づく振興事業でございますけれども、これらは特別な地域につきまして政

策的に補助率のかさ上げ等の特例をとつていてるわけでございまして、そういう意味から申しますと、補助率の引き下げ等の措置は好ましくないわけでございます。そういう意味におきまして、財政当局とのいろんな話し合いの中におきまして、例えは水源地域対策特別措置法に基づく事業につきましてはダム等の指定年度の補助率を維持するというふうな措置をとつておりますし、それから離島振興事業につきまして漁港の外郭施設等、重要なものについてかなり高率の補助率になつておきますが、これらにつきましては一般の原則の

カット率の半分にするとか、あるいは漁港の外郭施設でありますとか空港とか、こういうものについて据え置くとかいうふうないろんな配慮をするというふうなことでやつておりますので、また先ほどの地方財政対策ともあわせますと、特に大きな支障はなく、円滑に進められるだろうというふうに考えております。

○山田勇君 昭和六十一年度の補助金一括法の審議の際に当時の竹下大蔵大臣は、これは三年間の暫定措置であるとして、補助率を削減させてほしい、大きな変化は三年間生じさせないと答弁をし

ておられますが、これは午前中来各委員が何度もお尋ねをしたことなので、重複を避けるためにこそ以上は申しませんが、そこに六十年、六十一年、六十二年、以上の変化は三年間生じさせないと答弁をしましたが、その後中来各委員が何度もお尋ねをしたことなので、重複を避けるためにこそ以上は申しませんが、そこに六十年、六十一年、六十二年、今のいろんな経済の大きな変化、円高

の問題等が出てきますと、これは一括、一括で來られますが、これもし来期もこういうことが、これはない

○國務大臣(天野光晴君) それはないといふ約束ですが、朝令暮改めにしょっちゅう変わつてゐるのに、そんなこと申し上げたつて信用があるかと言われるかもしれません、私たちの方ではその言葉を信用して、来年度はない、やらないという考え方であります。

○山田勇君 國土庁いかがですか。

○國務大臣(綿貫民輔君) 建設大臣と同じ考え方です。

○山田勇君 大蔵省にお尋ねしますが、地方財政はここ数年非常に悪化してきているよう思いますが、昭和六十年度の市町村決算を見ますと、財政構造の弾力性も落ちてきております。公債負担率を見ましても年々悪化の一途をたどつてゐるよう思いますが、財政力の弱い町村では一六・九%にもなつております。こういった中で地方に負担を求めるのは國としての何か責任を放棄することになるのではないかと思つてあります。それがその点、大蔵省いかがでしようか。

○政府委員(斎藤次郎君) 地方の財政も非常に苦しくなつてゐるところではあります。

○山田勇君 大蔵省にお尋ねしますが、地方財政はここ数年非常に悪化してきているよう思いますが、昭和六十年度の市町村決算を見ますと、財政構造の弾力性も落ちてきております。公債負担率を見ましても年々悪化の一途をたどつてゐるよう思いますが、財政力の弱い町村では一六・九%にもなつております。こういった中で地方に負担を求めるのは國としての何か責任を放棄することになるのではないかと思つてあります。それがその点、大蔵省いかがでしようか。

○政府委員(斎藤次郎君) 地方の財政も非常に苦しくなつてゐるところではあります。

○山田勇君 大蔵省にお尋ねしますが、地方財政はここ数年非常に悪化してきているよう思いますが、昭和六十年度の市町村決算を見ますと、財政構造の弾力性も落ちてきております。公債負担率を見ましても年々悪化の一途をたどつてゐるよう思いますが、財政力の弱い町村では一六・九%にもなつております。こういった中で地方に負担を求めるのは國としての何か責任を放棄することになるのではないかと思つてあります。それがその点、大蔵省いかがでしようか。

○政府委員(斎藤次郎君) 地方の財政も非常に苦しくなつてゐるところではあります。

○山田勇君 大蔵省にお尋ねしますが、地方財政はここ数年非常に悪化してきているよう思いますが、昭和六十年度の市町村決算を見ますと、財政構造の弾力性も落ちてきております。公債負担率を見ましても年々悪化の一途をたどつてゐるよう思いますが、財政力の弱い町村では一六・九%にもなつております。こういった中で地方に負担を求めるのは國としての何か責任を放棄することになるのではないかと思つてあります。それがその点、大蔵省いかがでしようか。

再度御答弁をいただきたいと思います。

○政府委員(斎藤次郎君) 私、午前中あるいは答弁が適切でなかつたのかしれませんけれども、私が申し上げたかったのは、現在の國の財政状況の手段としては建設公債の増發以外には考えられない。したがつて、建設公債の増發によらざるを得ない。しかし、今の國債の現状を考えますと、建設公債といえども利払い費を伴うあるいは償還費を伴うものでござりますので、その増發については厳に慎重でなければならぬ、そういう考えを申し述べたものでございます。

○山田勇君 国土庁にお尋ねをいたします。

今回、地方振興、なまんく離島地域についていろいろな配慮をされております。この点、国土庁の努力は評価いたしたいと思います。しかしながら、四全総の策定が大詰めを迎えておりました現在、地域開発は急を要するものと考えます。東京一極集中を抑制するためにもその具体化が必要と思ひますが、この点、国土庁のお考えを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(星野延保君) 先生御案内とのおり、現在四全総の策定作業中でござります。その中で、特に各地方公共団体等、各地域の声等を十分反映させるように各地域でいろいろと御意見を承つてまいりました。したがいまして、その中からいろいろ出てまいりました一つの結論はやはり我が国において特に国土の均衡ある発展という基本的な哲学を十分踏まえた上で全國総合開発計画をつくるべきであるということから、特に地域における交通体系の整備でありますとかあるいは地域から出てまいりますいろいろなアイデア、お考え等をベースにした各種の施策といったようなものを尊重しながら地域の整備を進めていくということが非常に重要であるというふうに考えながら、現在策定作業を進捗させておるところでござります。

○山田勇君 最後に建設大臣にお尋ねをして私の質問を終わります。

さきにも申し上げましたが、国と地方との補助率が国の都合で安易に変更されることは問題あるわけですが、特に地方の負担の根本にかかわることであり、しかも補助率が同じような事業でバランスが崩れてしまいます。のままでは国と地方政府との信頼関係にも問題が生じてきます。国と地方の負担のあり方など、基本的な見地から天野建設大臣のお考えを伺つて私の質問を終わります。

○園務大臣(天野光晴君) 先ほどから申しているように、今度の措置は私自身としては完全なる緊急避難的な措置だと考えております。決していいことではありません。ですから、自今この問題についてはやらないという申し合わせにもなつておりますから、そういう点でひとつ御理解願えればありがたいと思います。

○山田勇君 終わります。

○青木茂君 住宅金融公庫関係の法律に絞つて御質問申し上げます。

この法律そのものに何ら異論はないんですけれども、その周辺の問題については、いろいろ住宅政策として考えていただかなければならぬ問題が多いのじやないかと思うわけなんですね。

賃貸ですが、いわゆる公営住宅に、特に地方へ行きますと空き家が目立つんですねけれども、これは理由いろいろあるでしょうけれども、どういう理由だとお考えでしようか。まず、どれぐらいありますか、空き家は。

○政府委員(片山正夫君) 現在、全国で地方公共団体が管理しております公営住宅は、約百九十五万戸ございます。このうち、六十一年三月三十一日現在での空き家の状況は全国でもつて九万九千戸、率にしまして五・一%。それから、特に住宅問題の厳しい東京都におきましては、二十二万管理戸の場合は、一種住宅につきましては年

第一種公営住宅につきましては、下位からおむね三分の一、第二種公営住宅につきましては下位から六分の一、その範囲におきまして所得の制限をする、こういう趣旨でございまして、現在の所得の制限の状況は、一種住宅につきましては年

収入収入でもつて約四百二十九万。これは標準世帯の場合でございます。それから、二種につきましては年収粗収入三百二十六万であります。この三・三%であります。

しかし、この空き家のうち、いわゆる政策空き家というのがございます。これは、現在の公営住宅の供給が建てかえをかなり重点にしております土地の有効利用という観点から、從来ありました

古い公営住宅を壊しましてそこに新たに公営住宅を供給する。これが現在の供給ベースでまいりますと約半数がそういう古い住宅団地を壊したところに建てられている。こういう関係で、建てかえ

をするためにあえて入居をさせませんで事業用として確保している。こういうものの政策空き家がありまして、東京都におきましては同様に三千戸ぐらありますので、その政策空き家を除きました空き家に関しましては全国ベースで五万六千戸、二・九%でございます。東京都につきましては約四千戸で一・八%、こういう状況になつております。

○青木茂君 全国で五万何ぼの空き家があつて、それは空気だけが入つているんですから、できるだけたくさんの人に入つてもらいたいわけです、だけたくさんの人に入つてもらいたいわけですね。あいているわけだから。それが入つていただけないという理由ですけれども、所得制限がちょっとときついんじゃないですか。

○政府委員(片山正夫君) 先ほどの収入基準のルールのところで、下位から所得分位をとつてまいりまして、下から三分の一を第一種公営住宅、カバー率としまして三三%になるわけでございます。二種につきましては、カバー率でもつて六分の一ですから、一七%ぐらい。その所得分位の方から数えていきまして、そのところにおきまると、所得制限はやらなきゃならないけれども、それが少しきついたら、入りたくても入れない人がかなりいらっしゃるのじやないかという気概ですね。それが少しきついたら、入りたくても入れない人がかなりいらっしゃるのじやないかという気概ですね。

○青木茂君 結局、そうすると家計調査の五分位階層別の二番目ぐらいまでですか、三十五万ぐらいのことになります。

○政府委員(片山正夫君) データとしては貯蓄動向調査を使つていてるわけでござりますけれども、普通五分位方式をとりりますから、五分位の第二分位のところは四〇%になります。ですから、三三%というものはそれよりやや下。それから一七%というのは第一分位のちょっと下、こういうことがあります。

○青木茂君 大臣に伺いますけれども、大体標準の月収三十五万、これは総務省の家計調査によりますと、大体第二分位ぐらいに相当するんですよ。これを第三分位ぐらいまでの所得制限に引き上げるとかなりの人が入れるのだけれども、そこら辺まで上げる気はないですか。

○政府委員(片山正夫君) 先ほど空き家の実態を御説明いたしましたけれども、この中の空き家には確かに立地条件に比べて家賃が高いというよう

おきましても適宜見直しをしてまいりたいと考えております。

○青木茂君 四百二十九万というと非常に細かい数字なんですけれども、細かい数字であればあるだけに、何か計算根拠みたいなものがあるわけですか。ラウンドナンバーの五百万ぐらいならおよそ二十九万というと非常に細かいんだけれども、四百二十九万というと非常に細かいんだけれども、何かどこから割り出した数字だというようなことがあります。

○政府委員(片山正夫君) 先ほどの収入基準のルールのところで、下位から所得分位をとつてまいりまして、下から三分の一を第一種公営住宅、カバー率としまして三三%になるわけでございます。

○青木茂君 結局、そうすると家計調査の五分位階層別の二番目ぐらいまでですか、三十五万ぐらいのことになります。

○政府委員(片山正夫君) データとしては貯蓄動向調査を使つていてるわけでござりますけれども、普通五分位方式をとりりますから、五分位の第二分位のところは四〇%になります。ですから、三三%というものはそれよりやや下。それから一七%というのは第一分位のちょっと下、こういうことがあります。

○青木茂君 大臣に伺いますけれども、大体標準の月収三十五万、これは総務省の家計調査によりますと、大体第二分位ぐらいに相当するんですよ。これを第三分位ぐらいまでの所得制限に引き上げるとかなりの人が入れるのだけれども、そこら辺まで上げる気はないですか。

○政府委員(片山正夫君) 先ほど空き家の実態を

おきましても適宜見直しをしてまいりたいと考えております。

○青木茂君 四百二十九万というと非常に細かい数字なんですか。ラウンドナンバーの五百万ぐらいならおよそ二十九万というと非常に細かいんだけれども、四百二十九万というと非常に細かいんだけれども、何かどこから割り出した数字だというようなことがあります。

○政府委員(片山正夫君) 先ほどの収入基準のルールのところで、下位から所得分位をとつてまいりまして、下から三分の一を第一種公営住宅、カバー率としまして三三%になるわけでございます。

○青木茂君 結局、そうすると家計調査の五分位階層別の二番目ぐらいまでですか、三十五万ぐらいのことになります。

○政府委員(片山正夫君) データとしては貯蓄動向調査を使つていてるわけでござりますけれども、普通五分位方式をとりりますから、五分位の第二分位のところは四〇%になります。ですから、三三%というものはそれよりやや下。それから一七%というのは第一分位のちょっと下、こういうことがあります。

○青木茂君 大臣に伺いますけれども、大体標準の月収三十五万、これは総務省の家計調査によりますと、大体第二分位ぐらいに相当するんですよ。これを第三分位ぐらいまでの所得制限に引き上げるとかなりの人が入れるのだけれども、そこら辺まで上げる気はないですか。

○政府委員(片山正夫君) 先ほど空き家の実態を

実際の問題として特に東京都内においては家が建たない状況にならざるを得ない。これは長期の展望としてどうなんでしょうか。

○政府委員(片山正夫君) 公庫の資金を使っております個人住宅利用者につきまして建築費と土地費の状況を調べてみますと、地価が非常に高い東京都の場合におきまして約半々、ファイフティー・ファイブティーの状況であります。全国的な平均でいきますと建築費は六割で土地が四割、こういう状況であります。なお建築費の方がウエートが高い、こういう状況を示しております。

供給の推進に努めること。

右、決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

以上であります。

○委員長(鈴木和美君) ただいま大森君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木和美君) 全会一致と認めます。よつて、大森君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、天野建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。天野建設大臣。

○国務大臣(天野光晴君) 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもつて議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十二分に尊重して努力する所存でございます。どうもあり

がとうございました。

○委員長(鈴木和美君) これより水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案、以上両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井淳治君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となつております水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案及び砂防法の一部を改正する等の法律案について、國と地方の砂防法の一部を改正する等の法律案についてお述べ願います。

きまして反対の討論を行います。

両法案は、六十二年、六十三年の二年にわたって、公共事業関係の國の負担割合の引き下げを行おうとするものであり、國と地方の間の財政関係に重大な影響を与える重要な法案であります。これららの法案を日切れ法案扱いとして短期間の間に処理しなければならなくなつたことは極めて遺憾であります。国民各層が挙げて反対する売上税法案を国会に提出し、その原因をつくった中曾根内閣の責任は重大であると言わざるを得ません。しかし、深刻化する円高不況の中で公共事業の拡大とその早期執行を求める地方の切実な要求にこたえるために、あえて日切れ法案扱いとすることを認め、短期間に内に処理することに応じたことを明確にして、以下反対の理由を述べます。

反対の第一の理由は、昨年の補助金等一括法案の国会審議経過を無視し、六十三年度までは原則として補助率等を変更しないとの約束をほごにして、再度國の補助率等の引き下げを強行したことあります。

五十七年度から始まつた國の補助金削減策は年々強化されており、昨年は六十年度限りという補助率の引き下げをさらに六十三年度までの三年間に延長する補助金等一括法案を提出し、我が黨の反対を押し切つて成立させたのですが、その審議に当たつて、六十一年度から六十三年度までの暫定期間中は國と地方の財政負担の割合は原則として変えないことを約束しているにもかかわらず、今回新たに六十二年、六十三年両年度にわたる補助率等の引き下げを提案しているのであります。これは、国会審議を無視した約束違反であります。かかる政府の態度は、売上税問題と同様に、國民の政治不信を助長させるものと言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、國の財政事情の悪化を理由に、國の財政負担を一方的に地方に転嫁させていることであります。

國と地方との財政負担のあり方は、國と地方との機能分担に対応して合理的に決定させるべきもの

のであり、國の負担率の見直しも、國と地方との機能分担の見直しとあわせて、地方の自主性と自律性を高める方向で検討されるべき問題であるに

おうとするものであり、國と地方の間の財政関係に重大な影響を与える重要な法案であります。これららの法案を日切れ法案扱いとして短期間の間に処理しなければならなくなつたことは極めて遺憾であります。國民各層が挙げて反対する売上税法案を国会に提出し、その原因をつくった中曾根内閣の責任は重大であると言わざるを得ません。しかし、深刻化する円高不況の中で公共事業の拡大とその早期執行を求める地方の切実な要求にこたえるために、あえて日切れ法案扱いとすることを認め、短期間に内に処理することに応じたことを明確にして、以下反対の理由を述べます。

反対の第三の理由は、今回の補助率引き下げの背景となつている政府の財政運営についてであります。今回の措置は、一般歳出を厳しく抑制するといふ政府の予算編成方針のもとで公共事業量の増加を図るためにとられた政府の特例措置であるといわれておりますが、政府が進めている昭和六十五年度に赤字国債の發行をゼロにするという財政再建策は実現不可能であることは明白であります。我が党はかねてから内需拡大のための積極財政への転換を強く求めてきたにもかかわらず、中曾根総理は財政再建策に固執し、ここ数年公共事業抑制策を続けてきたのであります。その結果、生活関連の社会資本整備のおくれが目立ち、内外から批判されることとなつております。ここに至つて、政府首脳も積極財政への転換を言及されるようになつたようですが、円高不況が深刻になる前になぜ積極財政に転換できなかつたのか、六十二年度予算編成に当たつて建設国債の増發に踏み切つておれば、地方に対する補助率の引き下げといふ今回の無理な形での公共事業費増加策を講じなくても十分対応できたのであります。國の借金を地方政府の借金に切りかえるにすぎない今回の措置を認めることはできないのであります。

以上、反対の理由を述べてまいりましたが、國の一方的な財政政策を強行することなく、地方の自主性を尊重し、地方の自律性を高め得る方向で、國と地方の財政負担のあり方を見直し、國と地方の信頼関係を確立していくことを強く要望いたし

まして反対の討論といたします。

○井上孝君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案の二法案について賛成の討議を行います。

御承知のとおり、今我が國は深刻な円高不況の中にあり、地域経済の疲弊と雇用情勢の悪化は一段と厳しさを増しております。このため、内需を

中心とした景気の持続的な拡大を図ることが、国内の景気対策としても、また国際的な公約を果たす意味からも、緊急の政策課題となつております。

一方、自住宅、社会資本の整備状況に転じてみますと、その整備水準は欧米諸国と比較して著しく立ちおくれており、今後二十一世紀に向けての着実な公共投資の拡大が要請されているのであります。

もとより、内需の振興、さらには住宅、社会資本の整備推進の財源を建設国債の増發等によることが可能でありましようが、百五十二兆円という巨額の公債残高を抱えているという厳しい財政状況のもとでは、國家財政に多くを期待することは困難であり、これまでにも公共事業費の確保策として、道路特定財源の全額確保、財政投融资資金の積極的活用、民間活力の導入、國の補助率の引き下げ等の種々の工夫がなされてきているところ

であります。

今回の法律案は、こうした状況を踏まえつつ公共事業費の拡大と諸事業の一層の推進を図るために、臨時特例の措置として河川・砂防・地すべり対策、道路等の事業について六十二年度、六十三年度における國の負担割合の特例を設けようとするものであり、また水源地域整備計画及び離島振興計画に基づく事業につきましても、それぞれの特殊事情を勘案して引き下げ幅等の調整を行ひながら國の負担割合の引き下げを行ふものであります。

さらに、引き下げ措置の対象となります地方公共団体に対しましては、その事業の執行及び財政

れましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましてもその趣旨を十分尊重し、今後の運営に万全を期してまいる所存でございます。ここに本案の審議を終るに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、「あいさつ」といたします。どうもありがとうございました。

○委員長(鈴木和美君) なお、ただいま可決されました三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木和美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木和美君) 次に、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案並びに国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を便宜一括して議題といたします。

○衆議院議員(村岡兼造君) ただいま議題となりました二法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、去る昭和二十七年四月議員立法により制定され、以後六度にわたり期限延長のための一部改正が行われ、これにより特殊土壤地帯の治山、砂防、河川改修、道路防災、農地防災、土地改良などの対策事業が実施されてまいりました。

今まで三十年間にわたるこれら対策事業に

より、特殊土壤地帯における災害防除と農業振興の両面において顕著な進歩改善がなされたところであり、同法は、地域住民の福祉向上に多大の貢献をなし、深く感謝されているところであります。が、同地帯の現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないのであります。

すなわち、今なお対策を必要とする地域が数多く残されており、加えて近年の都市化の進展による災害態様の変化や農業振興の方向の変化など、新たに対応すべき課題も多く生じてきております。

これらの課題に対応し、特殊土壤地帯の振興を図っていくためには、引き続き強力に事業を推進していく必要があります。

昭和六十七年三月三十一日までの五年間有効期限を延長して、所期の目的の完全な達成を図りたいと存ずるものであります。

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律は、国際観光文化都市において、一定の都市施設の整備を促進することにより、良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的として、去る昭和五十二年六月議員立法により制定されたものであります。

以来十年間、これらの都市において特に必要とされる都市公園、下水道、道路等の整備が推進され、その整備水準は向上してまいりましたが、いまだ十分でない状況にあります。

また、近年の国際化の進展とともに、国民生活の向上と余暇利用の関心の高まりの中で、国際観

以上の観点から、この際、同法の一部を改正し、昭和七十二年三月三十一日までの十年間、有効期限を延長して、所期の目的の完全な達成を図りましたが、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(鈴木和美君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○一井淳治君 いわゆる特土対策の実施状況を見渡しますと、第一次から第六次までは順調に伸びておられます。が、五十七年度から始まつた現行の第七次特土対策では、進捗率は七七%となる見込みになつております。前回の第六次計画の進捗率の一一一%と比べますと大変な落ち込みのようですが、その理由と、これによる対策実施事業のおくれの影響はどのようになつているのか、そのことをまずお尋ねいたします。

○政府委員(澤田秀男君) 事業の進捗率のおくれでございますが、これは五十七年度から六十一年度にかけての現行の第七次計画期間を通じて国の財政状況が非常に厳しいということから公共事業が抑制され、当初見込んだ予算の確保が困難となつたことが主な原因でございます。こうした傾向は他の同種の事業についても同様見られるところでございます。

また、現行の第七次計画の実施に当たっては、緊急性を有するところから逐次実施してきておりますので、事業実施のおくれによる特段の影響は出でていないものと考えております。今後とも特土対策の効率的、計画的な実施に努めてまいりたい所存でございます。

○一井淳治君 第八次事業計画の策定に当たって

八次計画においては新規にどのような事業を追加しようかお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

特土対策というのは昭和二十七年から長い間継続しております。この間に農業を取り巻く環境には著しい変化がございますし、科学技術も飛躍的に発展いたしております。時々根本的な反省や見直しも必要だと思ひますけれども、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

また、国土審議会の特殊土壤地帯対策特別委員会では特土法の延長が必要な理由として、都市化の進展に伴う災害態様の変化、農業振興の方向の変化に対応して新たに取り組むべき課題も多いと

いうことを述べておられますけれども、そのあたりのことについても御説明願いたいと思います。

○政府委員(澤田秀男君) まず、第八次計画において新規に追加する事業を何か考えているかといふお尋ねでございますが、これについては現在、関係各県から具体的な要望は出ておりません。法

延長後の第八次計画の策定に当たっては、新しい事業の追加要望の有無等について関係各県の意向も微し、また関係省庁とも十分協議しながら検討してまいりたいと考えております。

それから、国土審議会の意見書にある都市化の進展に伴う災害態様の変化と農業振興の方向の変化に対応して取り組むべき課題というような表現が出ておるわけでございますが、その内容は何かというお尋ねでございます。一つは、近年の都市化の進展によって從来農地であったところにも宅地化が進んで、そうした地域での新たな災害発生への対応が必要となつてきていることでござります。もう一つは、農産物の需給動向の変化に即応して、一層畑作農業の振興等が必要になってきたことに伴つて、特土地域においてもこれらに対応した事業の推進が必要になつてきているといふことを述べておるわけでございます。

それから、特土対策については、技術の進歩もあることから抜本的な対策の見直しについて考えることを必要ないかと、いうお尋ねでございますが、特土対策については現行の体系のもとでも計画的な

う財政金融上の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の予算に係る国の負担及び当該国に係る都道府県又は市町村の負担(以下この項において「国等の負担」という)であつて昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされたもの以外のもの、昭和六十二年度及び昭和六十三年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされた国等の負担で昭和六十四年度以前の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国等の負担及び昭和六十一年度以前の年度に繰り越されるものについて適用する。

3 (琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)
琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
附則第八項第一号中「及び第五十条」を「から第五十一条まで」に改め、同項第三号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項第四号中「及び第六条」を「から第七条まで」に改め、同項第六号及び第七号中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

4 (交通安全管理施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)
(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のようにより改正する。

5 (交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)
(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のようにより改正する。

6 (附則に次の一項を加える。)

4 道路管理者が指定区間内的一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号イに掲げる事業についての道路法附則第三項の規定の適用については、同項中「十分の五・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の四・五」とあるのは「十分の四」とする。

7 (治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案)
治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律案(昭和三十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

8 (治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律)
治山治水緊急措置法及び河川法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

9 (市町村長は、第一項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行おうとするときは、及び当該河川工事又は河川の維持を完了したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

10 (河川工事の実施のための協議)
市町村長は、第一項の規定による協議に基づき、河川工事又は河川の維持を行う場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わってその権限を行ふものとする。

11 (河川工事の実施のための協議)
市町村長を加え、「市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が補助するもの」を削り、同条第三項中第二号中「行なう」を「行なう」に改め、「関する事業」の下に「その他同号の事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため、土砂の崩壊等の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの」を加える。

12 (河川工事の実施のための協議)
第三条第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十一年度」に改め、「行なう」を「行なう」に改め、「こえない」に改める。

13 (市町村長の施行する工事等に要する費用)
第六十五条の二 第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

14 (河川工事の実施のための協議)
前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用

河川及び二級河川について、第九条及び第十条の規定にかかわらず、あらかじめ、河川管理者と協議して、河川工事又は河川の維持を行なうことができる。ただし、その実施の目的、河川に及ぼす影響の程度、市町村長の統括する市町村の人口規模その他の事由により河川管理上適切でないものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

15 (市町村長は、第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利息を受ける都道府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対しても支出しなければならない。

16 (第六十三条第四項の規定は、前項の場合につて準用する。)

17 (第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利息を受ける都道府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対しても支出しなければならない。

18 (第六十八条第一項中「付した」を「付した」として第六十六条第二項前段を「第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段」に改め。

19 (第六十九条第一項中「行なう」を「行う」に、二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第二号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。)

20 (第七十九条第一項中「行なう」を「行う」に、二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第二号を第七十九条第二項第四号に改める。)

21 (第六十二条中「改良工事」の下に「(第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長を加え、「市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が補助するもの」を削り、同条第三項中第二号中「行なう」を「行なう」に改め、「こえない」を「超えてない」に改める。)

22 (第六十五条の次に次の二号を加える。)

23 (市町村長の施行する工事等に要する費用)
第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十一年度」に改め、「行なう」を「行なう」に改め、「こえない」に改める。

24 (市町村長の施行する工事等)
第三条第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十一年度」に改め、「行なう」を「行なう」に改め、「こえない」に改める。

25 (市町村長の施行する工事等)
第六十五条の二 第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

26 (河川工事の実施のための協議)
前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用

の一部を負担する都道府県は、その受益の限度において、当該都道府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都道府県に負担させることができる。

27 (第六十三条第四項の規定は、前項の場合につて準用する。)

28 (第一項後段の規定により国及び都道府県が負担すべき費用又は第二項の規定により利息を受ける都道府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、第一項前段の規定により費用を負担する市町村に対しても支出しなければならない。

29 (第六十八条第一項中「付した」を「付した」として第六十六条第二項前段を「第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前段」に改め。

30 (第六十九条第一項中「行なう」を「行う」に、二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第二号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。)

31 (第七十九条第一項中「行なう」を「行う」に、二号中「行なおう」を「行おう」に改め、同項第二号を第七十九条第二項第四号に改める。)

32 (第六十二条中「改良工事」の下に「(第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長を加え、「市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が補助するもの」を削り、同条第三項中第二号中「行なう」を「行なう」に改め、「こえない」を「超えてない」に改める。)

33 (第六十五条の次に次の二号を加える。)

34 (市町村長の施行する工事等)
第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十一年度」に改め、「行なう」を「行なう」に改め、「こえない」に改める。

35 (市町村長の施行する工事等)
第三条第一項中「昭和五十七年度」を「昭和六十一年度」に改め、「行なう」を「行なう」に改め、「こえない」に改める。

36 (市町村長の施行する工事等)
第六十五条の二 第十六条の二第一項の規定による協議に基づき市町村長が行う河川工事又は河川の維持に要する費用は、当該市町村長の統括する市町村の負担とする。この場合において、国及び都道府県は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

37 (河川工事の実施のための協議)
前項後段の改良工事により、同項後段の費用の一部を負担する都道府県以外の都道府県が著しく利益を受ける場合においては、当該費用

38 (河川法の一部改正)
河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)の一部を次のように改正する。

39 (市町村長の施行する工事等)
市町村長は、指定区間内の二級河川にかかる

に「及び監理技術者」を加え、同条第一項中「第七
条第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、第十五条第
二号イ又はロに該当する者」を「第十五条第二
号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係
る建設業が指定建設業である場合にあっては、同
号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大
臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する
ものと認定した者）」に改め、同条に次の二項を加
える。

4 指定建設業に係る建設工事で国、地方公共團
体その他政令で定める法人が発注者である工作
物に関するものについては、前項の規定により
専任の者でなければならぬ監理技術者は、第
二十七条の十八第一項の規定による指定建設業
監理技術者資格者証の交付を受けている者たう
ちから、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、
同項の工作物の発注者から請求があつたとき
は、指定建設業監理技術者資格者証を提示しな
ければならない。

第二十七条第一項中「行なう」を「行う」に改
め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一
項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項
の次に次の三項を加える。

2 前項の検定は、学科試験及び実地試験によつ
て行う。

3 建設大臣は、第一項の検定に合格した者に、
合格証明書を交付する。

4 合格証明書の交付を受けた者は、合格証明書の
を滅失し、又は損傷したときは、合格証明書の
再交付を申請することができる。

第四章の三中第二十七条の七を第二十七条の三
十四とする。

第二十七条の六中「行なう」を「行う」に改め、
同条を第二十七条の三十三とする。

第二十七条の五中「第二十七条の二第一項の審
査及び前条」を「経営事項審査及び第二十七条の
二十八」に改め、第四章の二中同条を第二十七条
の三十二とする。

第二十七条の四中「第二十七条の二第一項の審査」を「経営事項審査(指定経営状況分析機関が行った経営状況分析を含む。)」に、「当該審査を行なつた」を「当該経営事項審査を行つた」に改め、同条を第二十七条の二十八とし、同条の次に次の三条を加える。

(委任都道府県知事の指示等)

第二十七条の二十九 委任都道府県知事は、その行わせることとした経営状況分析の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定経営状況分析機関に対し、当該経営状況分析の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示し、又は当該経営状況分析の状況に関し必要な報告を求め、若しくはその職員に、当該経営状況分析を取り扱う指定経営状況分析機関の事務所に立ち入り、当該経営状況分析の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(委任の撤回等)

第二十七条の三十 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととするときは、その三月前までにその旨を指定経営状況分析機関に通知しなければならない。

3 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととしたときは、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

4 建設大臣は、委任都道府県知事が第二十七条の二十四第四項において準用する第二十七条の十五第一項の規定により経営状況分析を行つこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により経営状況分析を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。

委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関

に経営状況分析を行わせないこととしたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(手数料)

第二十七条の三十一 経営事項審査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘査して政令で定める額の手数料を国又は都道府県に納めなければならない。

2 指定経営状況分析機関が行う経営状況分析を受けようとする者は、実費を勘査して政令で定める額の手数料を指定経営状況分析機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定経営状況分析機関に認められた手数料は、指定経営状況分析機関に納入とする。

第二十七条の三第一項中「前条第一項の審査を受けた建設業者の請求があつたときは、当該建設業者」を「経営事項審査を行つたときは、遅滞なく、当該経営事項審査の申請をした建設業者」に、「その者に係る審査」を「当該経営事項審査」に改め、同条第二項中「前条第一項の建設工事の発注者の請求があつた」を「第二十七条の二十三第一項の申請をした建設業者が請求をした」に、「同項の審査」を「当該建設業者に係る経営事項審査」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第二十七条の二十七とする。

2 指定経営状況分析機関は、前条第一項の申請をした建設業者に係る経営状況分析を行つたときは、遅滞なく、当該経営状況分析の結果を建設省令で定めるところにより建設大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第二十七条の二の見出しを「(経営事項審査)」に改め、同条第一項中「建設業者」を「建設業者」が「に」、「申出をしたもの」を「申請をしたときは、設省令で定めるところにより建設大臣又は都道府県に通知しなければならない。

「審査を行なう」を「審査」(以下「経営事項審査」という。)を行うに改め、同条第二項中「前項のその建設業者」に改め、「経営規模その他」を削り、「審査を行なう」を「審査」(以下「経営事項審査」という。)を行うに改め、同条第二項中「前項の

第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経営事項審査を行うには、経営規模の認定をし、経営状況の分析をし、並びにこれらの認定及び分析の結果を考慮して客観的事項の全体について総合的な評定をしなければならない。

3 第二十七条の二に次の三項を加える。

4 第一項の申請は、建設省令で定める事項を記載した経営事項審査申請書を提出してしなければならない。

5 経営事項審査申請書には、経営事項審査に必要な実績を証する書類として建設省令で定める書類を添付しなければならない。

6 建設大臣又は都道府県知事は、経営事項審査のため必要があると認めるときは、第一項の申請をした建設業者に報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十七条の二を第二十七条の二十三とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定経営状況分析機関)

第二十七条の二十四 建設大臣又は都道府県知事は、建設大臣の指定する者(以下「指定経営状況分析機関」という。)に、経営状況の分析(以下「経営状況分析」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

3 建設大臣又は都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせるときは、当該経営状況分析を行わないものとする。この場合において、建設大臣又は都道府県知事は、当該指定経営状況分析機関が第二十七条の二十七第二項の規定により通知する経営状況分析の結果を考慮して経営事項審査を行わなければならない。

4 第二十七条の三から第二十七条の五まで、第二十七条の七から第二十七条の十五まで及び第二十七条の十七の規定は、指定経営状況分析機

関について準用する。この場合において、第十七条の三第一項及び第二項中「前条第二項」とあるのは「第二十七条の二十四第二項」と、同条第一項、第二十七条の五第二項、第二十七条の七、第二十七条の八、第二十七条の十、第二十七条の十一、第二十七条の十二第一項、第二十七条の十三第一項及び二項、第二十七条の十四第二項及び第三項、第二十七条の十五並びに第二十七条の十七中「試験事務」とあるのは「経営状況分析」と、第二十七条の四第一項、第二十七条の九第一項及び第二十七条の十四第二項第五号中「第二十七条の二第一項」とあるのは「第二十七条の二十四第一項」と、第二十七条の五第二項、第二十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは「経営状況分析規程」と、第二十七条の七第一項中「職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）」とあるのは「職員」と、第二十七条の九第二項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び第二十七条の二十四第一項の規定により指定経営状況分析機関にその経営状況分析を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）」と、第二十七条の十四第二項第二号中「第二十七条の四第二項、第二十七条の六第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十七条の四第二項」と、同項第三号中「第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十七条の五第二項」と、第二十七条の十五中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は委任都道府県知事」と、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「建設大臣が前条第二項」と、「必要がある」と認めるときは「建設大臣が前条第二項」とあるのは「建設大臣が第二十七条の十三第一項」とあるのは「建設大臣が第二十七条の十三第一項」と、「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第一項」と、「取り消した場合」とあ

る。

2 第二十七条の二十三第四項及び第五項の規定は前項の申請について、同条第六項の規定は指定経営状況分析機関による経営状況分析について準用する。

第三章中第二十七条の次に次の二十一条を加え

2 第二十七条の二十五 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、その旨を建設大臣に報告するとともに、当該指定経営状況分析機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該経営状況分析を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとした日を公示しなければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定経営状況分析機関に対する申請)

第二十七条の二十六 建設大臣又は委任都道府県知事が指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとしたときは、経営事項審査を受けようとする建設業者は、経営状況分析にかかるては、第二十七条の二十三第一項の規定にかかわらず、建設省令で定めるところにより、指定経営状況分析機関に申請をしなければならぬ。

(委任の公示等)

2 第二十七条の二十五 委任都道府県知事は、指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせないこととした場合と、第二十七条の十七中「指定試験機関」とあるのは「この法律に別段の定めがある場合を除き、指定経営状況分析機関」と読み替えるものとする。

（指定試験機関の指定）

第二十一条の二 建設大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、学科試験及び実地試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ 第二号に該当する者
ロ 第二十七条の五第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十七条の四 建設大臣は、第二十七条の二第一項の規定による旨意を（以下「当該旨意」といふ）

第一項の規定に。当該指定をしたときは。当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならぬ。

2 指定試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)
第二十七条の五 指定試験機関の役員の選任及び
解任は、建設大臣の認可を受けなければ、その
能力を生じない。

2 建設大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若

しくは第二十七条の八第一項の試験事務規程を違反する行為をしたとき、又は試験事務に関する著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に付託して、その文書を押印することとする。

（試験委員）
—— 三式重機関は、甚く機動的で、その役員を駆使すべきことを命ずることがである。

第二十七条の六 指定試験機関は 建設省令で定める要件を備える者のうちから試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならぬ。

2 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、
又は解任したときは、遅滞なく、その旨を建設省に
通報するに付し得ること。

大臣に届け出なければならない
3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第二十七条の七 指定試験機関の役員若しくは職員（前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に從事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第二十七条の八 指定試験機関は、建設省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対してもこれを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十七条の九 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十七条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しなければならない。これを変更しようとするとともに、同様とする。

2 建設大臣は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。（帳簿の備付け等）

第二十七条の十 指定試験機関は、建設省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令)

第二十七条の十一 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十七条の十二 建設大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対して、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものと認めるときは、これを提示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二十七条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休止)

第二十七条の十三 指定試験機関は、建設大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めたときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。

3 建設大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十七条の十四 建設大臣は、指定試験機関が第一項に該当するに至つたときは、当該指定試験機関について聴聞を行つた後、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関について聴聞を行つた後、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を

命ずることができる。

一 第二十七条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第二十七条の四第二項、第二十七条の六第七条の八第二項又は第二十七条の十一の規定による命令に違反したとき。

三 第二十七条の五第二項（第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第二十一条若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十七条の八第一項の規定により認可を行つたとき

五 不正な手段により第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたとき。

三 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

4 第三十二条ただし書の規定は、第一項又は第二項の聽聞について準用する。

(建設大臣による試験事務の実施)

第二十七条の十五 建設大臣は、指定試験機関が第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対して試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十七条の二第三項の規定にかかるわらず、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる試験事務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により試験事務を行つた後、その指定を取り消すことを定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を

行うこととし、第二十七条の十三第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(手数料)

第二十七条の十六 学科試験若しくは実地試験を受けようとする者又は合格証明書の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定試験機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により指定試験機関の収入とする（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第二十七条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、建設大臣に對して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 建設大臣がした認定を受けていることをいふ。以下同じ。）を有する者の申請により、その申請者に對して、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

(指定建設業監理技術者資格者証の交付)

第二十七条の十八 建設大臣は、指定建設業監理技術者資格（指定建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により建設大臣が定める試験に合格し、同号イの規定により建設大臣が定める免許を受け、又は同号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして建設大臣がした認定を受けていることをいふ。以下同じ。）を有する者の申請により、その申請者に對して、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

2 資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する指定建設業監理技術者資格、指定建設業の種類その他の建設省令で定める事項を記載するものとする。

3 第一項の場合において、申請者が二以上の指定建設業監理技術者資格を有する者であるときは、これらの指定建設業監理技術者資格を合せて記載した資格者証を交付するものとす

る。

資格者証の有効期間は、五年とする。

資格者証の有効期間は、申請により更新する。

第四項の規定は、更新後の資格者証の有効期

間について準用する。

(指定資格者証交付機関)

第二十七条の十九 建設大臣は、その指定する者(以下「指定資格者証交付機関」という。)に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に

関する事務(以下「交付等事務」という。)を行

うとする者の申請により行う。

3 建設大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法

人以外の者であること。

二 第五項において準用する第二十七条の十四

第一項又は第二項の規定により指定を取り消

され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

4 建設大臣は、指定資格者証交付機関に交付等

事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わ

ないものとする。

5 第二十七条の四、第二十七条の八、第二十七

条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十

四(同条第二項第一号を除く。)、第二十七条の十五及び第二十七条の十七の規定は、指定資格者証交付機関について準用する。この場合において、第二十七条の四第一項及び第二十七条の四第一項及び第二十七条の二第一項におけるのは、「第二十七条の十九第一項」と、第二

十七条の八及び第二十七条の十四第二項第四号中「試験事務規程」とあるのは、「交付等事務規程」と、第二十七条の十二第一項、第二十七条の二第一項及び第三項、第二十七条の十五並びに第十一

七条の十七中「試験事務」とあるのは、「交付等事

務」と、第二十七条の十四第一項中「第二十七条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に」とあ

るは「第二十七条の十九第三項第一号に」と、

同条第二項第二号中「第二十七条の六第一項若しくは第二項、第二十七条の九、第二十七条の十又は前条第一項」とあるのは「前条第一項又

は第二十七条の二十と、同項第三号中「第二十七

条の五第二項(第二号中「第二十七条の六第三項において準用する場合を含む。」、第二十七条の八第二

項又は第二十七条の十一」とあるのは「第二十七

条の八第二項」と、第二十七条の十五第一項中「第二十七条の二第三項」とあるのは「第二十七

条の十九第四項」と読み替えるものとする。

(事業計画等)

第二十七条の二十一 指定資格者証交付機関は、毎

事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、建

設省令で定めるところにより、建設大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(手数料)

第二十七条の二十一 資格者証の交付又は資格

証の有効期間の更新を受けようとする者は、実

費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指

定資格者証交付機関が行う資格者証の交付又は

資格者証の有効期間の更新を受けようとする者は、指定資格者証交付機関)に納めなければなら

ない。

2 前項の規定により指定資格者証交付機関に納

められた手数料は、指定資格者証交付機関の取

入とする。

(省令への委任)

第二十七条の二十二 この章に規定するものほ

か、資格者証に関し必要な事項は、建設省令で

定める。

第四十一条第一項中「第二十七条の六」を「第一

十七条の三十三」に、「行なう」を「行う」に改め

る。

第七章中第四十四条の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第四十四条の二 この法律の規定に基づき、命令

を制定し、又は改廃する場合においては、その

命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要

と判断される範囲内において、所要の経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)を定めること

ができる。

第四十五条第一項中「三十万円」を「百万円」に

改め、同条の次に次の二条を加える。

四十五条の二 第二十七条の七第一項(第二十七

条の二十四第四項において準用する場合を含

む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又

は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条の三 第二十七条の十四第二項(第二

十七条の十九第五項及び第二十七条の二十四第

四項において準用する場合を含む。)の規定に

よる試験事務、交付等事務又は経営状況分析の

停止の命令に違反したときは、その違反行為を

した指定試験機関、指定資格者証交付機関又

は指定経営状況分析機関の役員又は職員は、一

年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す

る。

第四十六条中「五万円」を「三十万円」に改め、

同条の次に次の二条を加える。

四十六条の二 次の各号の一に該当するとき

は、その違反行為をした指定試験機関、指定資

格者証の有効期間の更新を受けようとする者

は、指定資格者証交付機関)に納めなければな

らない。

2 前項の規定により指定資格者証交付機関に納

められた手数料は、指定資格者証交付機関の取

入とする。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一 不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定に

関する請願(第一四九一号)

は第二十七条の二十九の規定による報告を求

められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告

をし、又は第二十七条の十二第一項若しくは

第二十七条の二十九の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第二十七条の十三第一項(第二十七条の十

九第五項及び第二十七条の二十四第四項にお

いて準用する場合を含む。)の規定による許

可を受けないで、試験事務、交付等事務又は

経営状況分析の全部を廃止したとき。

第四十八条中「二万円」を「十万円」に改める。

第四十七条中「から前条まで」を「第四十六

条の四十七條に、「罰する外」を「罰するほか」

に改める。

第四十九条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経

過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に建設工事紛争審査会

の特別委員に任命されている者の任期について

は、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に申出をした建設業者につ

いての経営に関する事項の審査については、な

お従前の例による。

4 この法律の施行前に行つた経営に関する事項

の審査及び前項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合におけるこの法律の施行後

に行つた経営に関する事項の審査に関する再審

査については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

二 第二十七条の十二第一項(第二十七条の十

九第五項及び第二十七条の二十四第四項にお

いて準用する場合を含む。)の規定に

違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若

しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保

存しなかつたとき。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一 不動産経営管理士(仮称)の業務資格認定に

関する請願(第一四九一号)

第一四九一號 昭和六十二年三月四日受理

不動産経営管理士（仮称）の業務資格認定に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋人形町二ノ二

○ノ五 黒須啓一

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。第三条第三項第二号中「第五十四条第一項」の下に「第五十五条第一項」を加える。
第六条第一項第二号中「五百平方メートル」の下に「高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートル」を加える。

第二十一条第二項中「高さ」を「高さが」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「高さ十三メートル、軒の高さ九メートル又は延べ面積」を「延べ面積が」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を木造としてはならない。ただし、構造方法、主要構造部の防火の措置その他の事項について安全上及び防火上必要な政策で定める技術的基準に適合する建築物（政令で定める用途に供するものは除く。）は、この限りでない。

第二十六条中「こえる」を「超える」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号の一に該当する建築物につ

いでは、この限りでない。

一、耐火建築物又は簡易耐火建築物

二、卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物で、イ又はロのいずれかに該当するもの

イ、主要構造部が不燃材料で造られたものその他これに類する構造のもの

ロ、構造方法、主要構造部の防火の措置その他他の事項について防火上必要な政令で定められた技術的基準に適合するもの

三、畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあつて、特定行政がその構造及び用途並びに周囲の状況により避難上及び延焼防止上支障がないと認めるもの

第四十一条中「因り」を「より」に改め、「第二十一条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び第三十六条」を「並びに第三十六条」に改める。
第五十二条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5、前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線は、その反対側の境界線は、それそれ当該壁面線にあるものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、うち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。

一、当該建築物がある街区における土地利用の状況等からみて、その街区において、前

面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。

二、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

三、建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する前二項の規定の適用については、第一項中「幅員」とあるのは、「幅員（第三項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分においては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値をえたもの」とする。

第五十四条第一項中「第八十六条第四項」を「第八十六条第八項」に改める。
第五十五条を次のように改める。
（第一種住居専用地域内における建築物の高さの限度）
第五十五条 第一種住居専用地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。2、前項の都市計画において建築物の高さの限度が十メートルと定められた第一種住居専用地域内においては、その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物であつて、特定行政が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めるものの高さの限度は、同項の規定にかかるらず、十二メートルとする。
前二項の規定は、次の各号の一に該当する建

築物については、適用しない。

一、その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政が許可したもの

二、学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政が許可したもの

三、建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する前二項の規定の適用については、第一項中「幅員」とあるのは、「幅員（第三項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分においては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値をえたもの」とする。

第五十六条第一項第二号中「従い」の下に「イに掲げる建築物で高さが二十メートルを超える部分を有するもの又はロ若しくはハに掲げる建築物で高さが三十一メートルを超える部分を有するものにあつては、それぞれその部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離をえたものに」を加え、同項第三号中「別表第三号」を「別表第四」に改め、同条第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項を「別表第四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項第二号及び第三号」に「同項各号」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2、前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項第一号の規定の適用については、同号中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離（当該建築物（地盤面下の部分その他政令で定める部分を除く。）から前面道路の境界線までの水平距離のうち最小のものをいう。）に相当する距離だけ外側の線」とする。

第五十六条の二第一項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第五十七条第二項及び第五十九条第四項中「第五十六条第一項第一号」の下に「及び第一項」を加える。

第五十九条の二第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六十二条第一項中「こえる」を「超える」に改め、「地階を除く階数が三である建築物又は」を削り、「が五百平方メートルをこえ」を「が五百平方メートルを超えて」に改め、「簡易耐火建築物」の下に「とし、地階を除く階数が三である建築物は耐火建築物、簡易耐火建築物又は外壁の開口部の構造及び面積、主要構造部の防火の措置その他の事項について防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する建築物」を加える。

第六十八条の五中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改める。

第八十六条第一項中「第四項」を「第六項」に、「第五十五条第二項第三号」を「第五十五条第二項」に、「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に改め、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 特定行政庁は、前項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物（以下この条において「総合的設計による同一敷地内建築物」という。）について建築主事が第六条第三項又は第十八条第三項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、これらの建築物について、建設省令で定める事項を公告しなければならない。

3 前項の規定による公告があつた日以後、総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地内外の建築物を建築しようとする者は、建設省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び

構造が当該一団地内の他の建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

第一項の規定は、前項の規定による認定を受けた建築物及び当該一団地内の他の建築物について準用する。

5 総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地内に第三項の規定による認定を受けた建築物がある場合における同項の規定の適用については、当該建築物を総合的設計による同一敷地内建築物とみなす。

第八十六条の二中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改める。

第九一条中「第五十六条の一まで」の下に「及び別表第三」を加える。

第九十八条中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第九十九条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第一百条中「三万円」を「十万円」に改める。

第二百条中「十万円」を「二十万円」に改める。

別表第一中「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物」を「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物（第六条、第二十七条、第二十八条、第三十五条—第三十五条の二、第九十条の三関係）」に改める。

別表第二中「別表第一 用途地域内の建築物の制限」を「別表第一 用途地域内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条関係）」に改める。

別表第三中「別表第三 日影による中高層の建築物の制限（第五十六条、第五十六条の二関係）」に改め、同表を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

備考		四		三		二		一	
一 建築物がこの表の欄に掲げる地域又は区域の二以上にわたる場合においては、同欄中「建築物」とあるのは、「建築物の部分」とする。		二 建築物の敷地がこの表の欄に掲げる地域又は区域の二以上にわたる場合における同表の欄に掲げる距離の適用に關し必要な事項は、政令では定める。		準工業地域、工業地域又は工業専用地域内の建築物		近隣商業地域、商業地域又は商業地域内の建築物		専用地域又は住居地域内の建築物	
（施行期日）		十 分 の 二 十 以 下 の 極 限		十 分 の 二 十 以 下 の 極 限		十 分 の 八 十 を 超 え る 極 限		十 分 の 二 十 以 下 の 極 限	
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		十 分 の 二 十 以 下 の 極 限		十 分 の 二 十 以 下 の 極 限		三 十 メートル		二 十 五 メートル	
（総合的設計による一団地の建築物の取扱いに關する経過措置）		十 分 の 三 十 を 超 え る 極 限		十 分 の 二 十 以 下 の 極 限		二 十 五 メートル		二 十 五 メートル	
第二条 特定行政庁は、この法律の施行の際現に改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第八十六条第一項の規定により同一敷地内にある		三十メートル		二十メートル		一・五		一・五	
2 前項の規定によりされた公告は、改正後の建築基準法（以下「新法」という。）第八十六条第二項の規定によりされた公告とみなす。		三十メートル		二十メートル		一・五		一・五	
（処分又は手続に關する経過措置）		三十メートル		二十メートル		一・五		一・五	

第九十一条関係）

定による都道府県の規則の制定（新法第四十四条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長に適用があるものとされた新法第二十七条の三第二項の規定による指定都市の規則の制定を含む。）については、都道府県知事及び指定都市の長は、この法律の施行前においても土地利用審査会及び関係市町村長の意見を聴くことができる。（条例との関係）

3 都道府県又は指定都市の条例の規定で新法第五章の規定に相当するもの（新法第五章の規定に係る新法第八章及び第九章の規定に相当する規定を伴うものに限る。以下単に「条例の規定」という。）に基づく新法第二十三条第一項の規定による届出に相当する行為（以下「届出相当行為」という。）のうち、この法律の施行前に行われたものについて、条例で、この法律の施行後も土地売買等の契約（新法第十四条第一項の土地売買等の契約をいう。以下同じ。）に関し從前の例による規制を行う旨を規定する場合においては、当該届出相当行為を行つた者がこの法律の施行後に当該届出相当行為に係る土地売買等の契約を締結しようとするときにおいても、新法第二十三条第一項の規定による届出を要しない。

4 この法律の施行前に行われた届出相当行為に係る土地又はこの法律の施行前に条例の規定に違反して届出相当行為を行わないで土地売買等の契約が締結された土地を含む一団の土地につき土地に関する権利の移転又は設定（新法第四条第一項の土地に関する権利の移転又は設定をいう。）をすることとなるときは、当該土地の面積を含めて、新法第二十七条の三第一項の規定により読み替えて適用される新法第二十三条第二項第一号に規定する当該一団の土地の面積を算定する。（公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正）

5 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十一年法律第六十六号）の一部を次のように改定する。

七年法律第六十六号の一部を次のように改定する。
第四条第三項中「土地を有償で譲り渡す場合」を「同法第二十四条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡す場合」に、「土地を有償で譲り渡した者」を「同法第二十四条第一項の規定による勧告又は同条第三項の規定による通知を受けないで土地を有償で譲り渡した者」に改める。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律
（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のよう改正する。
附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十七年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費としては、平年度約二千二百億円、五箇年間に要する経費としては、約一兆千億円の見込みである。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案
国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の一部を次のよう改正する。
附則第二項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和七十二年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆）（予備審査のための付託は三月二十四日）

一、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆）（予備審査のための付託は三月二十四日）

一、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月六日）
一、水源地域対策特別措置法の一部を改正する等の法律案（予備審査のための付託は二月二十三日）
一、砂防法の一部を改正する等の法律案（予備審査のための付託は二月二十三日）

昭和六十二年四月八日印刷

昭和六十二年四月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局